

2009 DISCLOSURE

KINKI KYOSAI

近畿共済の現状

2009 DISCLOSURE

# KINKI KYOSAI

## 組合の概要 (平成21年3月末現在)

名 称	近畿交通共済協同組合 (略称 近畿共済)
所 在 地	大阪市城東区鳴野西2丁目11-2(大阪府トラック総合会館内)
設 立 日	昭和45年8月21日認可
組 合 員 数	3,366事業所
出 資 金	2億3,123万円
総 資 産	204億2,596万円
役 員 数	108名
職 員 数	108名

## CONTENTS

理事長あいさつ	1
組合のビジョン	2
組合の沿革	4
事業の概況	6
組合運営の仕組み	10
法令遵守の体制	11
リスク管理の体制	13
員外利用の管理の体制	13
トピックス	14
商品の概要	16
契約の概要	18
事故処理サービス	20
事故防止サービス	22
トラック共済のネットワーク	24
資料編	25

※本誌は、中小企業等協同組合法第61条の2および同施行規則第166条に基づいて作成したディスクロージャー資料です。

## ごあいさつ

近畿交通共済協同組合 理事長 坂本 克己



謹 啓

トラック運送事業者の皆さまには、日頃より近畿共済をお引き立ていただき、誠にありがとうございます。私どもの事業概況、財務状況を皆さまにお知らせするためにこの冊子を作成いたしました。本誌をご覧いただき、近畿共済の事業に一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

近畿共済は、昭和45年に、大阪でトラック運送事業者の相互扶助に基づく協同組合として、全国に先駆けて設立されました。その後、順調に業容を拡大して奈良、和歌山、滋賀、京都を加えた2府3県で、自動車共済を中心に事業を展開し、平成13年10月には、トラック共済の全国組織である交協連を窓口に自賠責共済に参入、さらに近畿共済本体では取扱っていない生保、損保の商品を販売するキンコウセーフティ(株)を設立して、幅広くトラック運送事業者のニーズに応えられる事業を展開してまいりました。

設立以来39年を経過して近畿共済を取り巻く環境は大きく変わり、規制緩和、金融自由化が進む中で損保の攻勢が年々激しくなり、トラック運送事業者に支持されるサービス、商品の提供が組合運営に強く求められております。また、われわれの存立根拠である中小企業等協同組合法が施行以来はじめて大幅に改正、昨年4月より施行され、組合組織全般に透明性の確保、健全性の確立が求められ運営全般に法令等の遵守が必須となっております。これに対応するために近畿共済は、人材の育成、組織の整備を進めて万全の事務局体制を構築して、執行部の管理、指導のもとに開かれた組合運営を目指してまいります。

業務の推進では、まず事故の解決にあたっては、被害者救済という社会的な責務を果たしながら、契約者に納得していただけることに徹します。次に、事故防止につきましては、道路という公共財を使用しているトラック運送事業者の社会的地位の向上のために、事故防止の様々な講習会の開催や、事故防止器材の普及に努めてまいります。

さらに、契約につきましては、共済運営の基盤は契約の拡充にあるということを念頭におきまして、未契約、未加入の事業者の皆さまに積極的に働きかけてまいります。厳しい経営を強いられているトラック運送事業者の経営の一助となるべく、これからも運営してまいりますので、ご理解をお願い申し上げます。

敬 具



# 近畿共済のめざすもの

<http://www.kinky.or.jp/>



## 近畿共済を取り巻く環境変化

近畿共済の基盤であるトラック運送業界は、依然として低調な物流輸送需要や規制緩和後の新規参入増加による運賃水準の低下に加えて、環境問題や安全問題などの社会的要請への対応によるコスト負担が求められ、さらに昨秋以降未曾有の経済危機のもとで、極めて厳しい経営環境にあります。

一方損害保険業界は、保険の自由化のもとで激しい商品や価格競争が展開されてきましたが、主力の自動車保険分野では新車販売の不振により大幅な市場拡大が見込めないなか、損保各社の競争は一段と激しさを増しています。

こうした厳しい状況のもと、近畿共済の根拠法である改正中小企業等協同組合法が平成19年4月に

施行され、また平成20年6月には商法が100年ぶりに本格改正され保険法が成立しました。先立って改正された保険業法により共済事業が保険業と規定されたこととも軌を一にして、協同組合が実施する共済事業に対して保険と同一の規制を図る動向が見られます。こうした中、事業運営の健全性や透明性の確保を図り、コンプライアンスの徹底・重視が厳しく求められることとなります。

近畿共済は、組合員、契約者の皆さまの信頼に依るため、こうした環境変化に対応しつつ、組合の存在意義を輝かせ、事業基盤を将来にわたり確固たるものとするため大胆かつ堅実な事業運営を行っていきます。

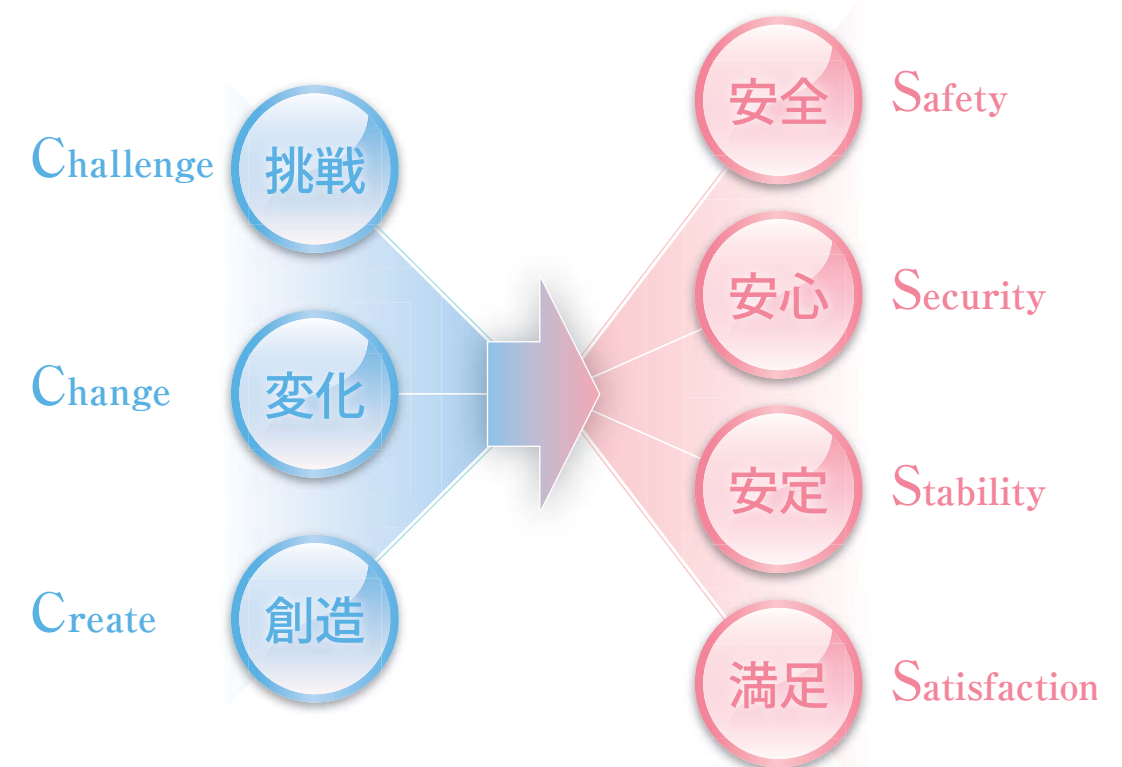
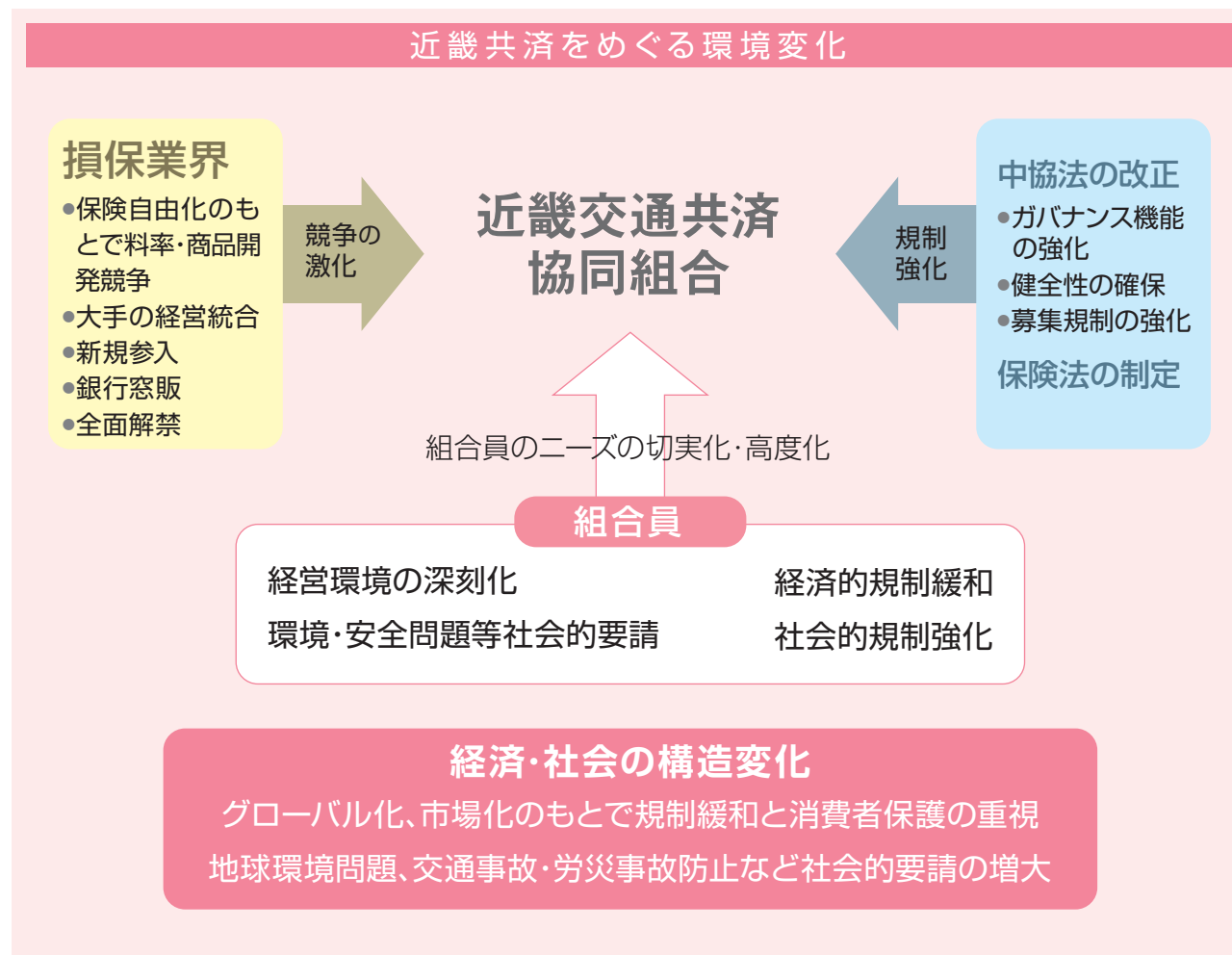
## 新しい時代における近畿共済のビジョン

近畿共済は、近畿地方2府3県の貨物運送業界の多数が参加する業界自らが作った地域に根ざした協同組合であること、交通事故による損害賠償というリスクから事業を守るための自動車共済に特化した事業を行う組合であることに特色があります。だからこそ、組合員の協力で契約獲得費用を節減したり、交通事故防止の相互努力によって事業費や損害率を抑えて、損保料率と比較しても優位な低い共済掛金を維持することができました。

しかし、当組合も市場化進展の影響のもとで、「顧客」である組合員から選ばれ支持される事業であるためにも、組合員のニーズに的確に応えられる商品とサービスの提供により独自の信頼とブランド力を培っていかねばなりません。組合員の相互扶助という基本精神を大切にしながら経済社会の急速な変化への柔軟な対応を図りつつ今後の事業展開をしていきます。

1. トラック運送事業者のニーズに応える商品の企画開発と信頼されるサービスの提供
2. 組合員への還元と掛金負担の軽減を図る事業運営
3. 組合員と組合の「顔と顔が見える」地域に密着したコミュニケーションを大切にする運営と共済推進体制の質的向上
4. コンプライアンスの推進とリスク管理の強化による健全な事業管理態勢の確立
5. 適正な事故処理による交通事故被害者救済や交通事故防止活動等を通じた社会貢献

### 近畿共済をめぐる環境変化





# 近畿共済の沿革

<http://www.kinkyo.or.jp/>

昭和30年度後半以降の高度経済成長期におけるモータリゼーションの急速な進展とともに、交通事故も年々多発する中で、とりわけ事業用貨物自動車は高い事故発生率を記録していました。こうした情勢のもと、慢性的な赤字状態がつづく損保業界では、トラック事業者に対して契約拒否の姿勢をとるとともに、料率面でも昭和44年11月に自賠責保険料を平均96.5%引上げ、翌年6月には任意の対人賠償保険料を平均89.0%引上げるといった厳しい事態に至ったことから、トラック業界では、企業防衛のために交通共済事業の制度化を余儀なくされることとなりました。

昭和45年3月から大阪において万国博覧会が開催されるにあたり、来阪する外国人の人身事故が生じた場合の高額補償を危惧した大阪府トラック協会は「万国博外国人交通事故賠償共済会」を発足、さらに同年8月「大阪府交通共済協同組合」が創立、事業を開始するところとなりました。

当組合の着実な事業推進を契機としてトラック共済制度は全国に広がり、昭和47年8月各地のトラック共済(7単協)による連合会である全国トラック交

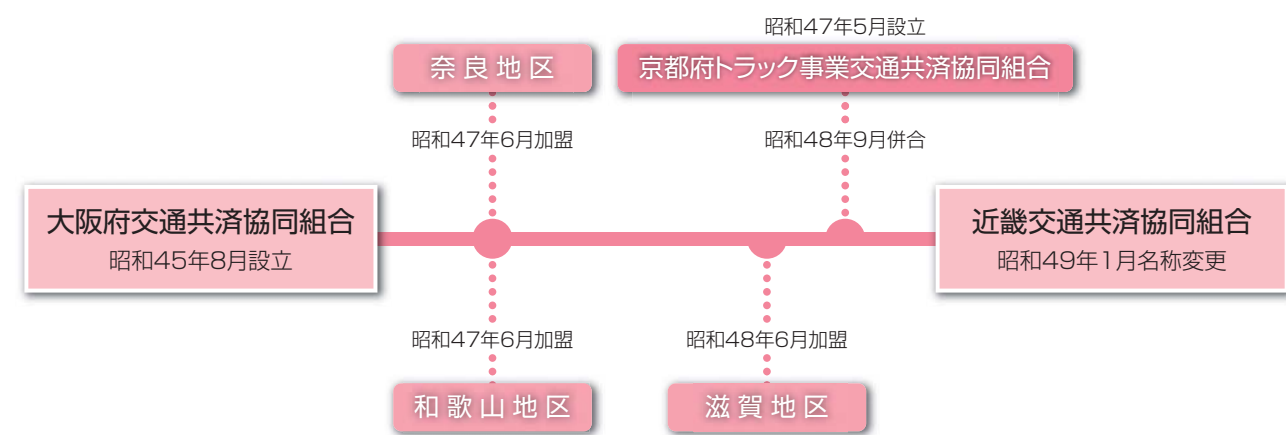
通共済協同組合連合会を大阪の地に設立しました。

その後当組合は、トラック共済のパイオニアとして、損保業界の動きに対応して商品やサービスの充実を図り、組合員のニーズに対応した共済事業を展開いたしました。平成13年には、自賠責共済事業に参入するとともに子会社キンコウセーフティ(株)を設立、損害保険および生命保険代理店事業を開始し、総合的に組合員の事業リスクをカバーする制度を整えました。

平成10年の保険自由化以降、損保業界においては激烈な商品開発、料率競争が繰り返され、貨物運送業界への契約攻勢のもとで損保会社との競争も激化してきました。さらに、保険業法の改正、そして平成19年の中小企業等協同組合法の改正および20年の保険法制定にともない、損保会社と同等の規制による事業運営が求められることとなりました。

当組合も来年(平成22年)には、創立40周年を迎えますが、こうした情勢の激変のもとでも、創立以来の「組合員第一」の姿勢を堅持しつつ、時代の動きに的確に対応できる強固な経営基盤を確立し、さらなる発展を目指して引き続き努力してまいります。

## 近畿共済の系譜



	近畿共済の出来事	自動車保険の出来事	経済・社会の出来事
昭和44	12月 大阪府トラック協会に交通災害共済制度研究委員会設置	44年11月 自賠責保険料を96.5%引上げ	
45 (1970)	3月 大阪府トラック協会に交通災害共済制度準備委員会設置 8月 大阪府交通共済協同組合創立総会 9月 共済事業開始(対人共済掛金は損保の60%)	45年 6月 任意対人賠償保険料を89.0%引上げ	45年 3月 大阪で万国博覧会を開催
47	7月 全国トラック交通共済協同組合連合会設立総会(東京、神奈川、愛知、大阪、兵庫、福岡、熊本の7単協) 10月 自賠責保険代理店事業開始		46年 8月 アメリカ、金ドル交換一時停止を発表
48	2月 国税庁長官通達で、責任準備金、支払備金の損金算入が認められる 3月 交協連 統一経理基準を実施 4月 交協連 再共済事業を開始 11月 交協連 統一損害額査定基準を実施	48年 8月 自賠責・任意一括払制度を導入	48年10月 第一次石油危機
49	1月 名称を「近畿交通共済協同組合」(略称を近畿共済)に変更 8月 労災共済の事業開始	49年 3月 家庭用自動車保険(FAP)を発売(対人1事故無制限、対人示談代行サービス)	
50	4月 示談代行サービスを開始 対人割引・割増制度を新設 自賠責保険金立替払を実施 9月 対物・車両共済事業開始(共済掛金は損保の80%)		
51	1月 対人共済金額「1事故あたり」を「1人あたり」に、1事故について5億円まで補償を拡大	51年 1月 自家用自動車保険(PAP)を発売	
55 (1980)	4月 搭乗者危険担保特約を新設(共済掛金は損保の80%) 創立10周年記念式典		54年 1月 第二次石油危機
56	4月 対人共済金額を1億円に拡大 10月 全自動車共済種目の掛金を損保の60%に統一	57年10月 自家用自動車総合保険(SAP)を発売	56年 3月 第二次臨調発足
58	8月 創立以来初めての赤字決算を受け、選定事業所対策等の収支改善策を決議(第43回臨時総代会)	58年 7月 対人1名保険金額を無制限に 59年12月 自賠責保険審議会、医療費支払や後遺障害認定の適正化等制度改善を答申	60年 5月 国鉄、電電公社等民営化決定 60年 9月 プラザ合意
平成2 (1990)	3月 創立20周年記念式典 4月 対人共済金額無制限を新設(12月) 物流二法施行 12月 組合本部事務所を京橋の大ト協研修センターへ移転		1年 4月 消費税実施 1年12月 東証株価3万8915円の史上最高値 1年12月 冷戦終結宣言
6	(5月) 道路交通法改正(過積載の規制強化)		3年 1月 湾岸戦争
7	1月 阪神大震災発生 被災組合員にお見舞い		6年 9月 関西国際空港開港
8	(4月) 新保険業法施行(12月) 日米保険協議合意	8年12月 全労済グループ等が自賠責共済に参入 アメリカンホーム社初の通販開始	7年 1月 阪神大震災 7年 9月 公定歩合0.5%に
10	12月 トラック交通共済に対する通達改正	9年 9月 運輸省、自賠責に自賠責保険損害調査方法等の改善を通達	9年11月 北海道拓殖銀行、山一証券が破たん
11	2月 対物共済金額上限5,000万円に拡大	10年 5月 最後の算定会料率 10年10月 人身傷害補償保険(TAP)を東京海上が発売	10年 4月 改正外為法施行、日本版ビッグバン始動
12 (2000)	3月 創立30周年記念式典	12年 8月 安田火災と第一生命が初の生損保提携	
13	10月 自賠責共済事業開始 子会社キンコウセーフティ(株)を設立	13年4月~14年7月 損保会社の合併続く	13年 9月 米同時多発テロ
16	1月 対物共済金額無制限を新設	14年11月 大成火災破たん	14年 9月 日朝首脳会談 15年 3月 米英イラク戦争
18	(4月) 保険業法改正 (5月) 会社法改正	18年 4月 無認可共済に保険業法適用	
19	4月 改正中小企業等協同組合法施行 6月 共済規程を制定		
20	(6月) 保険法成立		20年 9月 リーマンショック、世界経済危機
21		損保会社の合併すすむ	

平成20年度のわが国経済は、アメリカ発の世界的経済危機の影響で輸出が過去最大の落ち込みとなり、企業業績の悪化に伴い設備投資、個人消費も大幅に落ち込む戦後最大の経済危機となりました。

貨物運送業界においては、運賃水準の低下、原油高による燃料価格高騰や環境対応コストや安全対応コストの増大に加えて、未曾有の世界的経済危機のもとで荷動きが大幅に落ち込み、かつてない危機的状況となっています。一方、少子化や景気後退の

影響で新車販売の不振による自動車保険市場の頭打ちのもとで、損保各社による運送業界への契約獲得攻勢は益々激しくなっています。

こうした状況の中、当組合は、改正中小企業等協同組合法に基づく重要課題である法令遵守やリスク管理、運営の透明性、事業の健全性を図る制度対応を引き続き行いつつ、厳しい経営環境の組合員の経営の一助となる共済事業推進に取り組んだところ、次の通りの成果を得ることができました。

主な業務実績は次の通りです

## 1. 契約推進

契約業務においては、現存契約の維持・拡充を重点に、優良な新規契約獲得を目指して、従来の施策推進に加えてトラック協会や契約推進委員等の協力を得て、新規契約推進キャンペーンや「ローラー作戦」による訪問勧誘等を実施しました。しかし、深刻な景気悪化の影響で事業廃止や倒産等による不継続や解約が増加したことから、対人、搭乗者および対物共済で期首台数を大幅に下回りました。一方、車両共済は割引制度の影響で追加契約が増加し期首台数より増加しました。年間契約目標については、達成することができませんでした。自賠責共済については昨年実績を上回ったものの目標は未達成、労災共済は期首人数より減少しました。

## 3. 事故処理

本年度は事故の早期解決を目標にして事故処理にあたり、年間発生数を上回る処理をすませた結果、微増した車両を除く自動車共済種目で期末未済件数が前年度末を下回ることができました。労災共済の未済件数は前年度末より増加しました。

## 2. 事故発生状況

本年度は、依然として低調な国内貨物輸送の動きが続くなかで、自動車共済全種目で発生件数、死傷者数、事故率ともに前年度より減少しました。この結果、対人共済および対物共済においては8年連続で当組合史上最低の事故率を更新しました。また、労災共済についても、発生件数、事故率ともに昨年より減少しました。

## 4. 事故防止対策

近年の事故減少傾向の維持を目標に、個別事業所対策に重点を置き、事故多発事業所に対する事業所訪問や事業所講習会を積極的に行いつつ、全般的対策として、トラック事故に多い追突・後退事故撲滅推進運動の推進、安全運転講習会、事故防止セミナーに加えて、ドライブレコーダーの貸し出しや事故防止機器購入経費の一部助成など多様な施策を講じてきました。

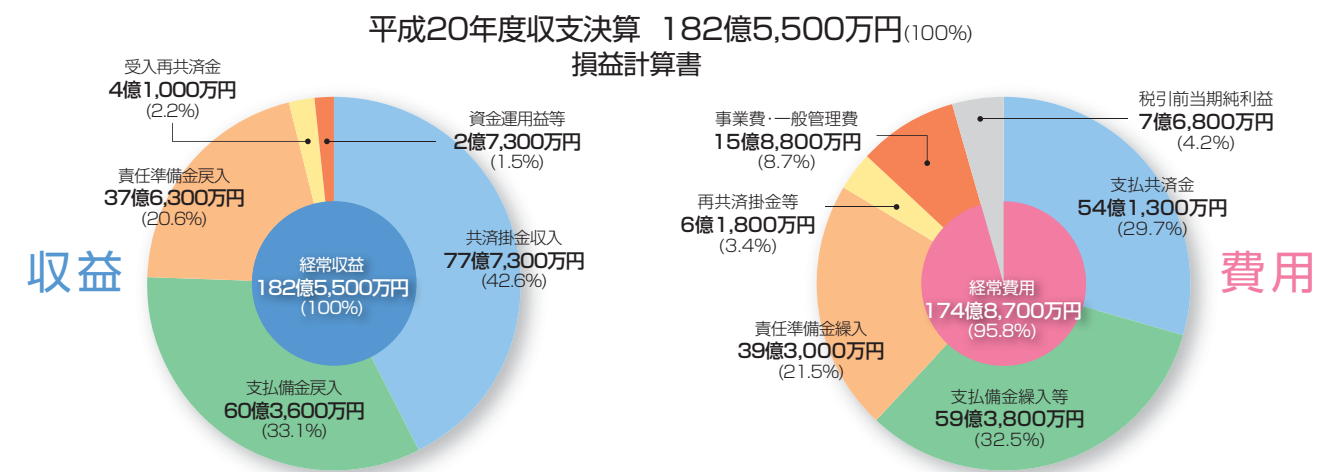
## 平成20年度の収支の状況および剰余金処分

平成20年度は、自動車共済契約の減少および共済掛金の割引が引き続き進行した影響で、正味共済掛金は77億7,317万円と前年度比3.7%減少となり、これに支払備戻入や責任準備金戻入、資産運用益等を加えた経常収益は、前年度より4.6%減の182億5,520万円となりました。

一方、発生事故の減少や対人高額賠償事案の支払が少なかったことから、支払共済金が54億1,253万円と前年度より6.0%減少し、これに支払備繰入や事業費等を加えた経常費用は、前年度より3.0%減の174億8,716万円となりました。

この結果、経常利益は7億6,804万円となり、税引前当期純利益は前年度比30.3%減の7億6,804万円を計上することができました。

共済種目別の収支状況についてみると、対人、搭乗者および労災が赤字、対物および車両が黒字となりました。前年比では対人が増益、搭乗者、対物および車両が減益となりました。自賠責については、収支相当の計算をしています。また、地域別収支については、全5地域が黒字となりました。



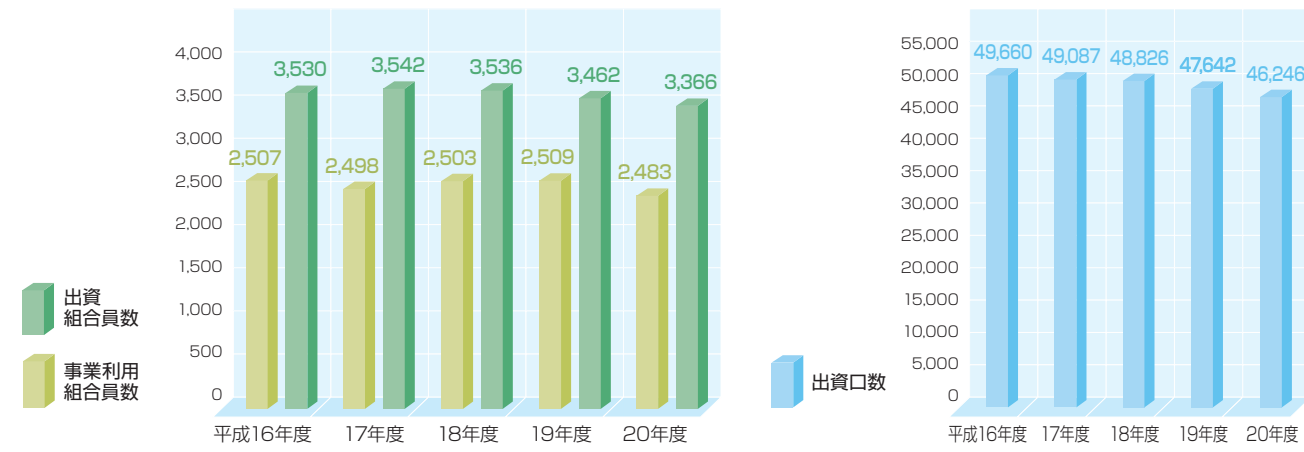
- 1 出資配当は、68万円(税引前当期純利益に占める割合は0.1%)。年0.3%の配当率で、出資口数に応じて配当しました。
- 2 利用分量配当として、事業利用組合員に4億9,859万円を返戻しました。配当金は、事業利用の分量に基づき補償率に応じて配当を行いました。最高配当率は13.5%です。  
なお、利用分量配当とは、中小企業等協同組合法にもとづき協同組合事業に認められている利益剰余金の組合員への分配方法であり、組合員にとって損保会社にはない有利な制度です。当組合の創立以来の配当金総額は今年度で179億円超となりました。
- 3 平成20年度は、1億1,600万円を内部留保しました。  
これにより、当組合の内部留保は、88億7,000万円となりました。内訳は、利益準備金5億8,400万円、組合積立金82億5,700万円、教育情報費用繰越金2,800万円、次期繰越金100万円です。

# 目で見る近畿共済のあゆみ

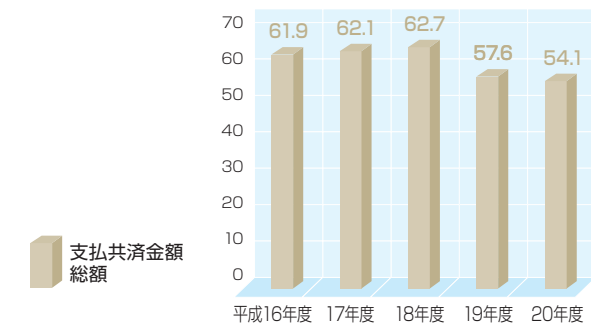
[ 過去5年間の推移 ]

<http://www.kinkyo.or.jp/>

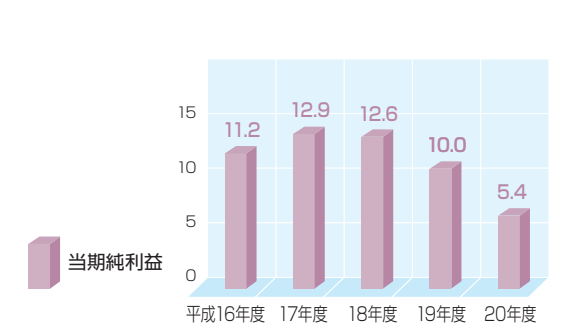
## 出資及び事業利用組合員数、出資口数の推移



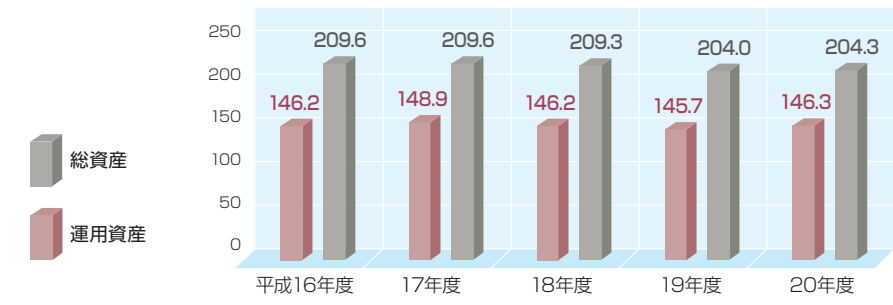
## 支払共済金の推移 (単位: 億円)



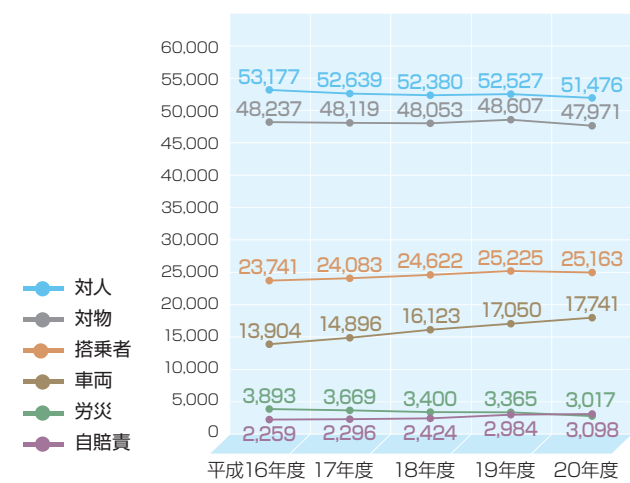
## 当期純利益の推移 (単位: 億円)



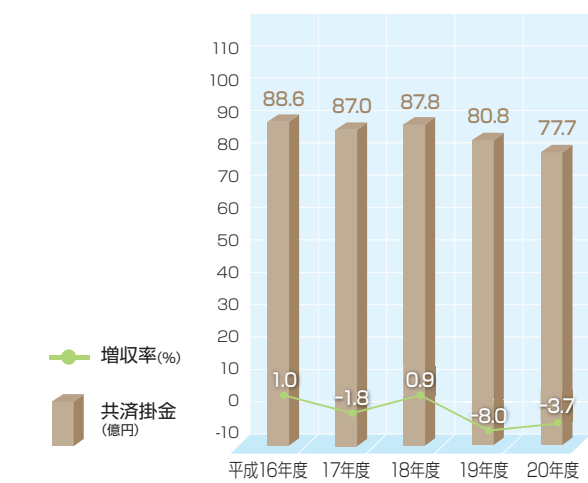
## 組合資産の推移 (単位: 億円)



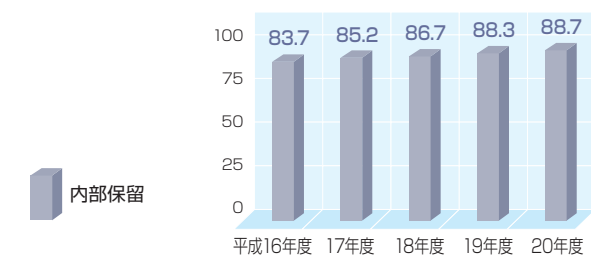
## 契約台数(人員)の推移



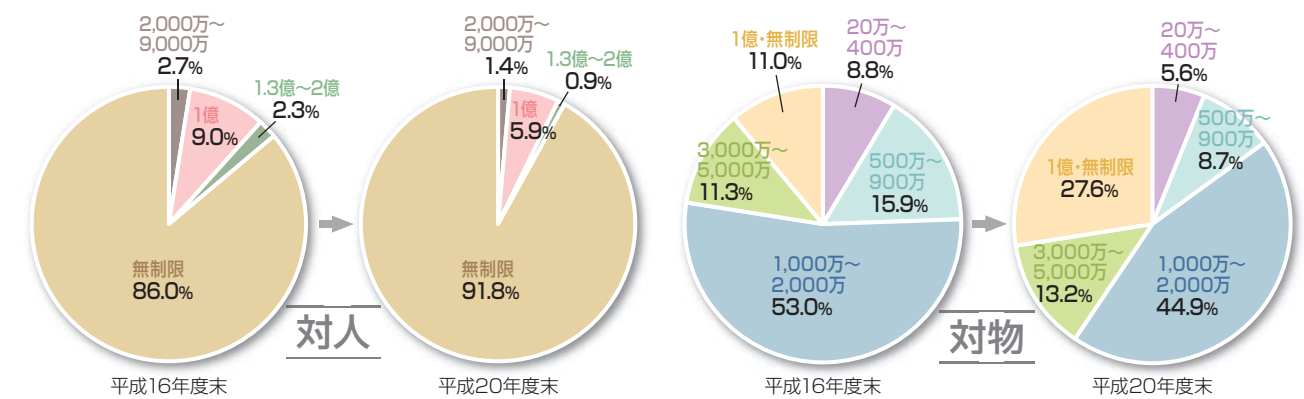
## 正味共済掛金の推移



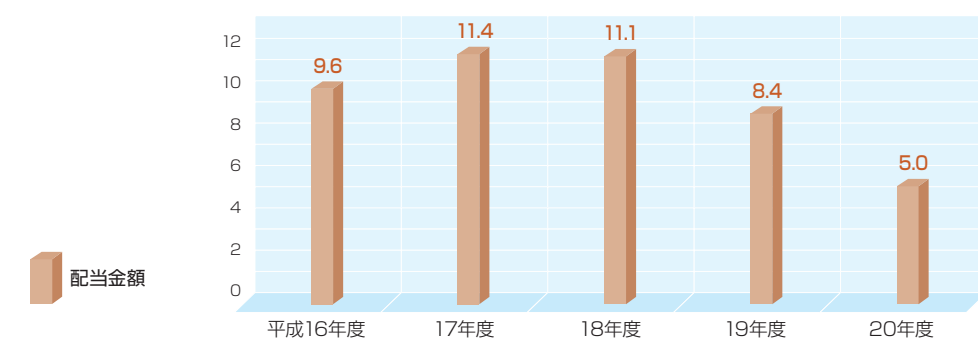
## 内部留保の推移 (単位: 億円)



## 共済金額別契約構成比の推移 (単位: %)



## 組合員への配当金額の推移 (単位: 億円)





# 皆さまからの信頼をいただくために

<http://www.kinkyo.or.jp/>

## 組合の組織運営のしくみ

近畿共済は、中小企業等協同組合法に基づき、国土交通省近畿運輸局(当時は運輸省大阪陸運局)の認可を受けて設立された、貨物運送事業者が自発的に相互扶助の精神で運営する協同組合であり、組合員に奉仕することを目的としています。

当組合は創立以来、常に「組合員第一」の姿勢に徹し、組合員の切実な要望や実態に応じた共済事業を展開してきました。そのためにも、常に組合員の意

見が反映される運営に努力し、組合員の運営参加を大切にしてきました。

意思決定のシステムはもちろん、組合員会や地区委員制度などを通じて組合員が運営に参加するという協同組合本来の姿勢を表す取り組みのほかに、事務局職員が組合員の相談を日常的に受けたり、アンケート活動などを通じて組合員のご意見やご要望を事業運営に反映させるよう努力しています。

### 総代会

各地域から組合員数に応じて選出された総代(184社)による最高意思決定機関で、毎年度の事業計画と事業報告書、予算と決算、定款等の規程改正などの機関決定を行い、理事、監事を選挙します。毎事業年度終了後3か月以内に開催される通常総代会と、必要に応じて開催される臨時総代会があります。



### 理事会

総代会で選出された理事(104名)により構成される、組合の業務執行方針決定機関です。通常・臨時総代会の召集や提出議案について議決します。理事の中から理事長、副理事長、専務理事および常務理事を選任します。



### 監事

総代会で選出された監事(7名)により、理事による業務運営に対する監視機能を果たせるよう、会計監査および業務監査を行います。監査の専門性を見地から1名以上の員外監事の選任が法律上義務づけられています。



### 委員会

理事会の諮問機関として、総務委員会、企画広報委員会、契約推進委員会および事故防止委員会の四つの常設委員会、共済金決定等について共済契約者からの不服申立てを審査する審査委員会があります。



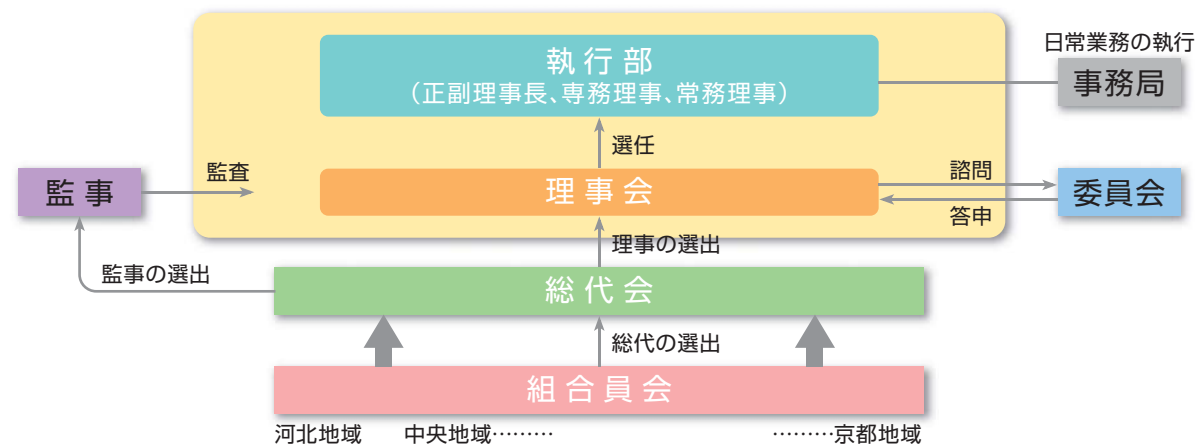
### 組合員会

各地域において組合員、役員、事務局が一堂に会し、共済事業の説明や意見交換を行い、組合運営に対する理解と協力を得るとともに、総代、役員候補者の選出を行います。



### 地区委員会議

地域の加入勧奨、事故防止活動を地区ごとにきめ細かく推進していくこととあわせて、組合員の声や未加入事業所の意見を引き出し組合運営に反映させることを目的として制度化されています。



## コンプライアンス(法令等遵守)の取り組み

当組合は、社会的責任を果たし、組合員や契約者の皆さまから信頼いただくためにコンプライアンス(法令等遵守)の態勢を強化し、これを重視した事業運営を行うよう努めています。

### 1. 行動指針・行動規範

当組合は、コンプライアンスを事業運営上の重要課題と位置づけ、行動指針のもと、行動規範や各種方針を明確にし、役職員はこれに基づき業務を遂行しています。

### 2. コンプライアンス推進体制

当組合事務局内に、専務理事を議長とするコンプライアンス推進会議を設置して、コンプライアンスの推進状況等について審議しています。

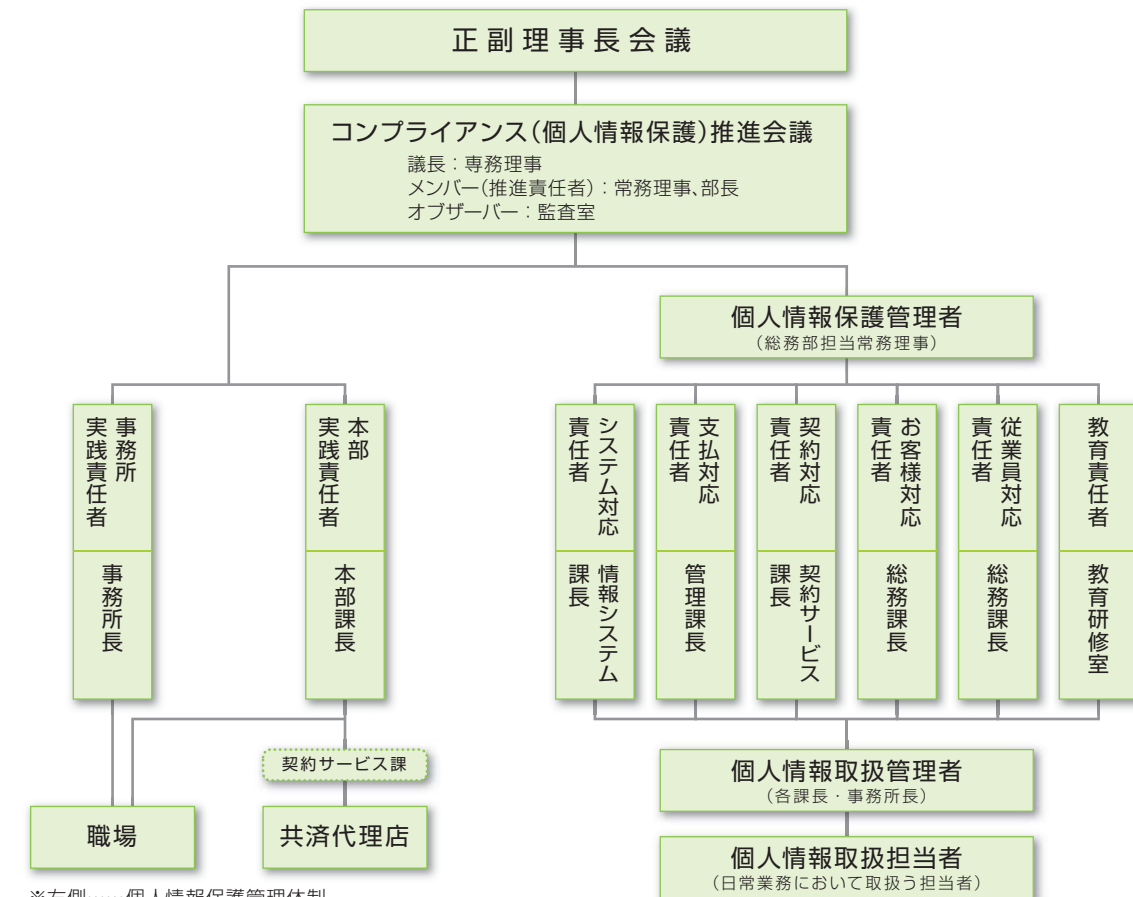
コンプライアンスの実務については、コンプライアンス推進責任者・実践責任者を定め、各部署の日常業務において、役職員一人ひとりがコンプライアンスの意識を高め、適切な業務遂行を図るよう努めています。

### 3. コンプライアンスの実践のために

コンプライアンス推進のための実施計画としてコンプライアンス・プログラムを策定し、この計画に沿って取り組んでいきます。

コンプライアンスを実現するための具体的な手引書であるコンプライアンス・マニュアルを作成し、全職員、派遣職員の研修を行い、周知徹底を図っています。

## ■ コンプライアンス推進体制



※右側……個人情報保護管理体制  
左側……コンプライアンス推進体制





# 皆さまからの信頼をいただくために

<http://www.kinkyo.or.jp/>

当組合では、平成17年4月より全面実施された個人情報保護法に対応して、組合員・運転者、事故被害者の皆さまなどが安心して当組合のサービスをご利用いただけるよう、皆さまの個人情報について、別記のとおり「個人情報保護方針」を定め、情報

の適正な管理、利用、提供及び開示に取り組んでいくとともに、「個人情報保護規程」等に基づき個人情報を適正に取り扱うための事務局内体制の整備や個人情報保護意識の高揚に努めています。

## 個人情報保護方針

近畿交通共済協同組合(以下、「当組合」といいます。)では、組合員・契約者等の皆さまからのご信頼をいただけるよう個人情報の取り扱いについて、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)等に基づき、次の通り個人情報の適切な保護、管理、利用に努めています。

### 1. 個人情報の取得と利用

当組合では、自動車共済、自賠責共済、労災共済等の事業に関する個人情報を、業務上必要な範囲内で、かつ、適法で公正な手段により取得いたします。

これらの情報は、次の目的に必要な範囲内で利用いたします。

- ①ご本人かどうかの確認
- ②共済契約の締結および共済掛金等の収受
- ③共済金等の支払
- ④再共済契約の締結、再共済契約に基づく通知および再共済金の請求
- ⑤事故防止活動
- ⑥その他の商品・サービスのご提供・ご紹介
- ⑦各種イベント・キャンペーン・セミナーの案内、各種情報の提供
- ⑧当組合が提供する商品・サービス等に関するアンケートの実施
- ⑨より良い商品の開発
- ⑩その他、組合員・契約者等の皆さまとのお取引等の適切かつ円滑な履行

### 2. 個人データの第三者への提供

当組合では、以下の場合を除いて、ご本人の同意を得ることなく第三者に提供することはありません。

- (1)法令により必要と判断される場合
- (2)利用目的の達成のために必要な範囲において、業務委託先等に提供する場合
- (3)共同利用を行う場合(下記3をご覧ください。)
- (4)組合員・契約者等の皆さままたは公共の利益のために必要であると考えられる場合

### 3. 共同利用

当組合は、損害保険会社等との間で個人情報を共同利用しております。

詳細につきましては、当組合ホームページをご覧ください。

### 4. 個人情報の保護・管理

当組合では、組合員・契約者等の皆さまに関する情報については、正確に、新しいものにするよう適切な措置を講じています。また、収集した個人情報への不当なアクセスの危険に対しては、防止するための十分な措置を講じて情報の保護に努めています。

### 5. 保有個人データに関する開示・訂正のご依頼

当組合では、組合員・契約者等の皆さまから情報開示・訂正のご依頼については、下記の「お問い合わせ窓口」にご請求ください。ご請求者がご本人であることを確認させていただくとともに、当組合所定の書式にご記入いただいたうえで手続きを行い、特別の理由がない限り対応いたします。

【お問い合わせ窓口】近畿交通共済協同組合 総務課 電話:06-6965-2820

※個人情報の取扱いに関する上記内容については適宜見直し、改善していきます。

## リスク管理の体制

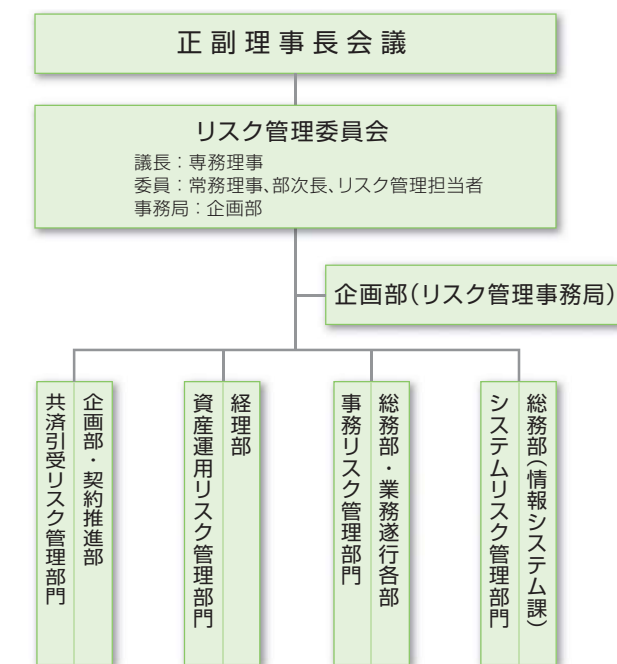
当組合を取り巻く経営環境の変化にともなう共済事業運営上のリスクの高度化・複雑化・多様化に的確に対応し、共済事業の維持・発展を図り、組合員・契約者などへの責任を果たす上で、リスク管理は経営上の最重要課題となっています。

当組合では、「リスク管理基本方針」を制定し、当組合のリスク管理の基本目的と行動指針を定めるとともに、組織体制や運用を規定する「リスク管理基本規程」に基づきリスクの正確な把握と適切な管理に努めていきます。

リスク管理の体制として、総合的なリスク管理を推進するためのリスク管理委員会を設けています。各部署がそれぞれのリスク管理を行い、リスク管理委員会が、各部署のリスク管理状況を把握するとともに、正副理事長会議への報告を行うこととしています。

管理対象とするリスクの内容は次の通りです。

## 当組合のリスク管理体制



## 共済事業の員外利用の管理体制

組合は、法令により組合員の利用分量の100分の20まで員外利用をさせることが可能であると規定されています。

### 共済引受リスク

共済引受リスクとは、経済情勢や共済事故の発生率等が予測に反して変動することにより、損失を被るリスクをいいます。

### 資産運用リスク

資産運用リスクとは、以下のリスクの顕在化により、保有する運用資産の価値が変動することによって損失を被るリスクをいいます。

- 市場リスク  
金利などの市場変動によって運用資産の価値が変動し、損失を被るリスク。
- 信用リスク  
信用供与先の財務状況の悪化等により、資産の価値が減少ないし消失し、損失を被るリスク。
- 流動性リスク  
市場の混乱等により市場において取引が出来なかったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク。

### 事務リスク

事務リスクとは、本組合の役職員等が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより本組合等が損失を被るリスクをいいます。

### システムリスク

システムリスクとは、コンピュータシステムのダウン又は誤作動等、システムの不備等に伴い本組合等が損失を被るリスク、さらにコンピュータが不正に使用されることにより本組合等が損失を被るリスクをいいます。

当組合では、法令に従って厳正に員外利用管理を行うため、員外契約比率の点検を定期的に行うとともに、自賠責共済代理店に対する指導も行っています。



●ホームページをリニューアル

当組合のホームページは、平成13年6月開設以来28万件余りのアクセスをいただいておりますが、デザインを刷新し、新たなコンテンツを付け加え、見やすいものにしました。



●コンプライアンス態勢を確立

平成20年度コンプライアンスプログラムに基づき、コンプライアンスマニュアルを全従業員に配布し、コンプライアンス研修を全従業員対象に実施して徹底しました。



●ドライブレコーダーなど  
事故防止機器購入助成をスタート

平成20年10月より、事故防止の一層の促進のため、組合員が購入したドライブレコーダーやデジタルタコグラフ、音声警報装置などの事故防止機器の費用について、一部を助成することで、機器の普及促進を図ることとしました。

●改正中協法に関連する法令が整備

平成19年4月に当組合の根拠法である中小企業等協同組合法が施行され、協同組合の行う共済事業に対する規制が強化されました。これに基づき、20年3月に「事業協同組合等の共済事業向けの総合的な監督指針」、21年1月に「共済事業を行う事業協同組合等に係る検査マニュアル」が策定されました。当組合では、コンプライアンスやリスク管理態勢など対応をすすめています。

●第21期執行部を選出

第144回理事会(平成20年6月3日)より、坂本克己理事長をはじめ第21期執行部体制がスタートしました。



●ドライブレコーダーの  
無料貸出しサービスをスタート

ドライブレコーダーは、事故防止や安全運転教育にも有益であることから、平成20年8月より無料で貸出しを行うサービスを開始しました。ドライブレコーダーで記録、把握し解析した結果については運転指導に役立てていただいています。



●定款、自動車共済約款を改定

第38回通常総代会(平成20年6月)において、定款を一部改正しました。また、自動車共済約款について、自損補償条項および搭乗者傷害危険担保特約の一部改正を行いました。

新商品・制度の導入状況(過去8年間)

事業年度	商品・掛金(規約・約款の改定)	組合制度(定款等の改正)
平成13年度	自賠責共済開始(13.10) 自動車共済割引増制度の改正(13.12 要領改正) 運送事業者賠償責任保険を販売(13.12 子会社キンコウセーフティ株) 自賠責共済規程等を変更(14.1)	子会社設立(13.5 定款改正) 員外利用規定を新設(13.12 定款変更) 総代会開催期限の延長(13.12 定款改正)
平成14年度		役員の定数・算出基準の改正(14.12 定款改正)
平成15年度	対物共済無制限実施、免責金額の多様化(15.12 規約改正) 共済掛金分割払口座振替方式新設、分割払金利撤廃(15.12 約款改正)	
平成16年度	自動車共済割引増制度の改正(16.6 要領改正) 対物火災・爆発・漏えい危険のみ高額担保特約新設ほか(15.12 規約・約款改正) 自賠責共済掛金改定	組合員資格、剰余金配当の改正(16.6 定款改正)
平成17年度	自賠責共済掛金改定	
平成18年度	ロードサービス開始(18.4) 自賠責共済掛金改定	役員、総代の任期延長規定他(18.12 定款改正) 委員会、審査委員の任期延長他(18.12 規程改正)
平成19年度	自動車共済割引増制度の改正(19.3 要領改正) 自賠責共済掛金改定 対人臨時費用の改定、自損・搭乗者・労災について共済契約者の支払義務規定化(19.6 約款改正) 労働保険事務組合事務処理規程の改正(19.12) 分割払共済掛金の口座振替制度の拡充(20.1)	改正中小企業等協同組合法にもとづく定款改正(19.6) 自動車および労災共済規程の制定 既発生未報告支払備金および異常責任準備金を規定(19.12 規程改正)
平成20年度	自損、搭乗者について支払共済金競合の取扱い、自損被共済者の見直し、自損臨時費用など規程改正(20.6 約款改正)	剰余金配当の支払期間を規定(20.6 定款改正) 改正中小企業等協同組合法にもとづく地区委員制度運営要綱および実施細則改正(20.6) 商工中金株式会社化にともなう定款改正(20.12)

## 商品のご案内

シンプルで確かな補償  
わかりやすい商品内容で基本補償を確保します

<http://www.kinkyo.or.jp/>

### 自動車共済



**対人共済** 自動車事故で他人を死傷させ、被害者への損害賠償金額が自賠責保険で支払われる額を超えたとき、共済金をお支払いします。

#### お支払いする共済金

損害賠償額と費用の合計額から自賠責保険(共済)金を差し引いた額をお支払します。被害者1名ごとの損害につき共済金額を限度としてお支払いします。引受限度額は、無制限です。共済金額は安心の「無制限」をおすすめします。臨時費用として、別枠でお支払いします(死亡の場合5万円、入院の場合2万円)。



**自損事故補償** 共済契約者、従業員である運転者または搭乗中の従業員等が、自損事故(運転ミスにより電柱に衝突したり、崖から転落した場合など)によって死亡またはケガをし、その損害について自賠責保険から補償されないときに、共済金をお支払いします。

#### お支払いする共済金

- **死亡共済金** 対人共済金額に応じて1,200万円から1,600万円。
- **後遺障害共済金** 後遺障害の程度に応じて死亡共済金の4%から100%。
- **介護費用共済金** 介護を要する重度後遺障害が生じた場合に、後遺障害の程度に応じて200万円または350万円。
- **医療共済金** 入院1日につき6,000円、通院1日につき4,000円(限度額100万円)。(以上の共済金については、労災保険給付がある場合は、それぞれ半額となります)。
- **減収補償共済金** 死亡または入院が60日以上の場合に、対人共済金額に応じて120万円から160万円。

臨時費用として、死亡の場合30万円、60日以上入院の場合10万円をお支払いします。

#### 自損不担保特約もあります。

自損事故補償については、基本的に対人共済契約をされると自動的に付帯していますが、自損事故の場合は労災共済や搭乗者共済と補償が重複することから、契約者の選択により自損事故補償の取り外しも可能です。



**労災共済** 業務上・通勤上の災害で従業員の方が死亡したりケガをされたときに政府労災保険に上乗せして共済金をお支払いします。

#### 遺族補償給付・障害補償給付

業務上・通勤上の災害で従業員の方が死亡されたときまたは後遺障害を被ったときに、契約時に定めた給付額(障害補償給付は後遺障害の度合いに応じて)をお支払いします。

**甲種(法定外補償規程がない場合)** 給付額を1口から15口(遺族補償の場合は1口100万円)までの中から任意にお選びいただけます。  
**乙種(法定外補償規程がない場合)** 組合員と従業員の間で締結した災害補償規定に定めた給付額にて契約していただけます。

#### 休業補償給付

業務上・通勤上の災害で従業員の方が休業されたとき、休業4日目から1日ごとに契約時に定めた給付額(最高1,092日分)をお支払いします。

**A型(定額型)** 休業し、賃金を受けない日の第4日目以降に対し、1日につき1,000円をお支払いします。

**B型(定率型)** 休業し、賃金を受けない日の第4日目以降に対し、1日につき給付基礎日額の20%をお支払いします。(給付基礎日額とは政府労災保険で算定した平均賃金)



**対物共済** 自動車事故によって他人の自動車や家屋などに損害を与え賠償しなければいけないとき、共済金をお支払いします。

#### お支払いする共済金

共済金額を限度として、修理費等の合計額からご契約の免責金額(自己負担額)を差し引いた額をお支払いします。引受限度額は、無制限です。免責金額は、ゼロ、3万円、5万円、10万円、15万円、20万円、30万円、50万円の8種類です。共済金額は安心の「無制限」をおすすめします。なお、免責30万円、50万円については、営業用の普通貨物自動車(2t超)、普通貨物自動車(2t以下)、小型貨物自動車、普通車ダンプカー、特種用途自動車、A種工作車、B種工作車で1,000万円以上の共済金額の場合となります。また、一部車両(※)については、引受限度額が10億円となります。(※)危険物積載車、空港構内使用車、「クレーン・ショベル付」A種工作車等。



**車両共済** 衝突、接触、墜落、転覆、火災、爆発、盗難などの偶然な事故によって契約した車両が損害を受けたときに共済金をお支払いします。

#### お支払いする共済金

- (1)ご契約の車両が修理できる場合(分損:修理費が損害発生時の時価額より下回る場合)。  
ご契約の車両の損害額からご契約の免責金額(自己負担額)を差し引いた額。
- (2)ご契約の車両が修理できない場合(全損:修理費が時価額以上となる場合)損害発生時の時価額。  
臨時費用として、共済金額の5%(10万円を限度とします)をお支払いします。



**搭乗者共済** 契約自動車に乗車中の人(運転手を含みます)が、事故によって死亡したりケガをしたときには、損害賠償金とは別に共済金をお支払いします。

#### お支払いする共済金

- **死亡共済金** 共済金額(1名につき300万円、500万円、1,000万円の3種類)全額。
- **後遺障害共済金** 後遺障害の程度に応じて共済金額の4%から100%。介護を要する重度後遺障害が生じた場合には、共済金額の10%を重度後遺障害特別共済金として、50%を重度後遺障害介護費用共済金として別に支払います。
- **医療共済金** 入院1日につき共済金額の1.5/1000、通院1日につき共済金額の1/1000(限度額180日)。



**自賠責共済** 法律(自動車損害賠償保障法)によって、すべての自動車(バイクを含む)に加入が義務づけられている強制保険です。すべての加害者の賠償責任を担保するとともに、すべての被害者の基本的な賠償を保障する制度です。

基本的な対人賠償として、交通事故による死亡の場合は3,000万円まで、後遺障害の場合は等級に応じて第14級75万円から第1級3,000万円まで(神経系統・精神・胸腹部臓器に著しい障害を残し介護が必要な場合、常時介護のときは4,000万円、随時介護のときは3,000万円;平成14年4月1日以降の事故)、傷害の場合は、120万円までの共済金をお支払します。お支払いにあたっては、法律に基づいて定められた支払基準に基づいて迅速・適正にお支払いします。

## 契約推進

自助努力により負担を軽減 組合員企業の安定に役立ちます

<http://www.kinkyo.or.jp/>



「少しでも安い負担で最大の補償を」という組合員の皆さまの要望にお応えして、当組合では自動車共済掛金水準を保っています。これは、組合員の協力で契約獲得費用を節減したり、交通事故防止の相互努力によって事業費や損害率を抑えることで可能となっています。

また、シンプルでわかりやすい商品内容が特徴です。交通事故被害者の救済、共済契約者の被るリスクからの保護という、貨物運送事業者に必要な基本的補償は十分です。契約者が必要な共済種目を任意に選択していただけます。

当組合では、各種の共済パンフレットや広報誌、業界紙などを通じて商品やサービスのご案内をさしあげるとともに、各種会議において契約担当者のご要望をお伺いし、ニーズに応えられるように努力しています。また、共済契約推進にあたっては、勧誘方針を厳守し、重要事項の説明を尽くすよう努めています。



### 勧誘方針の策定

当組合では、組合員、契約者の皆さまからより一層のご信頼をいただけるよう、共済の勧誘にあたっての方針を定め、適正な共済契約の推進・勧誘に努めています。

### 勧誘方針～組合員の皆さまへのお知らせ～

共済契約の推進にあたり「金融商品の販売等に関する法律」に基づいて、つぎの勧誘方針を定めましたので、ご案内します。

1. 共済契約のお勧めにあたっては、中小企業等協同組合法、金融商品の販売等に関する法律その他各種法令等を遵守し、適正な共済契約の推進に努めてまいります。
2. 組合員の皆さまに共済商品の内容を正しくご理解いただくために、説明内容や説明方法を創意工夫し、組合員の皆さまの意向と実情にそった適切な共済商品が選択できるよう努めていきます。
3. 共済契約の推進にあたっては、組合員の皆さまのご迷惑とならないように、時間帯や場所につき十分に配慮してまいります。
4. 組合員の皆さまと直接対面しない共済契約推進(郵送等)をおこなう場合は、説明内要等を工夫し、組合員の皆さまにご理解いただけるよう努めてまいります。
5. 万が一共済事故が発生した場合におきましては、迅速かつ的確な共済金の支払いに努めてまいります。
6. プライバシー保護の重要性を認識し、組合員の皆さまの情報については適正かつ厳正な管理に努めてまいります。
7. 組合員の皆さまのご意見、ご要望をお聞きし、今後の共済商品開発や契約推進に反映していくよう努めてまいります。

### ご契約にあたって

#### ご契約は、組合員および系列会社に限りです

組合員とは、大阪府、奈良県、和歌山県、滋賀県、京都府内の貨物運送事業者が組合の加入承認を得た後、一定の出資(一口5,000円)をした方のことをいいます。

組合員と人的、資金的に密接な関係をもつ系列会社は、その組合員の契約を前提に員外利用として共済契約ができます。

#### おすすめ契約です

交通事故の大型化に備え、対人・対物ともに無制限でのご契約をおすすめします。

ご契約は便利でお得な全車一括契約をおすすめします。

自賠責共済もあわせて当組合にご契約いただきますと、共済金請求手続などが一本化でき、お支払も一段とスピーディです。

### ご契約の際にご注意いただきたいこと

#### 1. ご契約内容を十分ご確認ください

共済契約申込書の記載事項が事実と相違している場合は、共済金をお支払いできないことがあります。契約もれ、登録番号間違いがないかを再確認してください。特に車両共済契約については、付属品の記載漏れがないにご注意ください。

#### 2. 共済金額は、適切な額をお付けください

車両共済契約は時価でお引受します。事故で全損になれば車両契約は事故発生時に終了します。

#### 3. 次の対象車種等の場合にご注意ください

- (1) 制限車種(危険物積載車、空港構内使用車など)の対物契約にはお引受限度額があります。
- (2) 危険物積載車には危険物割増を適用します。
- (3) 事故防止装置装着車の場合割引適用するための資料が必要となります。

#### 4. 共済責任の発生時期にご注意ください

当組合の共済責任は、共済契約引受証書記載期日の午後4時から始まり(掛金払込期間を経過した場合は掛金払込日の午後4時からの契約になります)。

### 共済掛金のお支払方法について

1. 初回掛金は、現金または小切手で取扱銀行にご入金ください。
2. 分割払いは、6回払と11回払の2種類があります。

3. 分割払い方式は、口座振替による支払となります。
4. 口座振替方式の引落日は毎月3日または22日です。
5. 1回払の場合は、基本掛金を3%割引きます。

### ご契約後にご注意いただきたいこと

1. 分割払掛金の2回目以降の掛金にお支払いがなく支払日を7営業日経過した場合は、支払日に遡及して失効します。
2. ご契約後、右記のようにご契約車を入れ替えるなど、契約内容の変更が生じる場合は、直ちに当組合にご通知

ください。ご通知をいただけない場合、共済金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。(契約車両の入替、契約車両の用途・車種、登録番号などの変更、競技または試験に使用する場合など)

# 事故処理サービス

親切・スピード・信頼をモットーに安心と満足を提供します

<http://www.kinkyo.or.jp/>

## 共済(保険)の値打ちは、事故が起きたときに試されます

万一事故が起きた時に、迅速・的確に事故処理の対応に取り組み解決を図ることが、何よりのサービスとして組合員に安心を提供することになり、被害者救済にもつながることを確信しています。

当組合は、「組合員第一」の姿勢で全力をあげて取り組むことを基本に、組合員の皆さまに最も近い第一線スタッフの対応力を高め、組合員の皆さまにご満足いただけるサービスの提供に努めます。このため、特に事故処理担当者の能力向上に力を入れ、職員研修などを積極的に行っています。

### 示談代行サービス

契約車両による事故が発生したときには、事故解決への相談、援助はもちろん、契約者と被害者の同意があれば、損害賠償額を確定させるために、当組合が被害者との示談交渉を引き受け、組合員に納得いただける示談交渉サービスを行います。



### ファックスによる事故報告など手続きの簡素化

当組合への事故報告もファックスで送っていただければ、スピーディに処理することができます。

### 賠償金一括払サービス

対人事故の場合、自賠償保険金(共済金)と対人共済金を一括してお支払いしますので、スピーディで円滑に事故処理が進みます。

### 訴訟になったときにも万全のサポート

万一訴訟になった場合でも、顧問弁護士により十分ご援助できる体制を整えています。また、弁護士報酬や訴訟費用等は当組合が負担します。

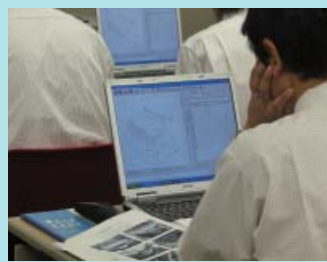
### 全国どここの事故にも対応

遠方で起きた事故でも、必要に応じてスタッフを派遣できるように配置しています。

また、鑑定人や提携契約損害調査会社も利用してスピーディに効率的な調査を行うなど、全国をカバーするための万全の体制を用意しています。

### 専門スタッフによる親切・スピーディな事故解決

事故処理は専門スタッフが担当し、組合員と常に連絡をとりながら進めます。対物事故におけるコンピューターによる事故車損害額見積りシステム(アウダネオ)や判例検索のOA化、決裁権限の思い切った現場委譲の実施などにより適切かつスピーディな事故解決に努力しています。また、法律上の問題については顧問弁護士、医療上の問題については審査医に相談しながら適正・妥当な賠償に努めています。



### パソコンシステム管理による効率化

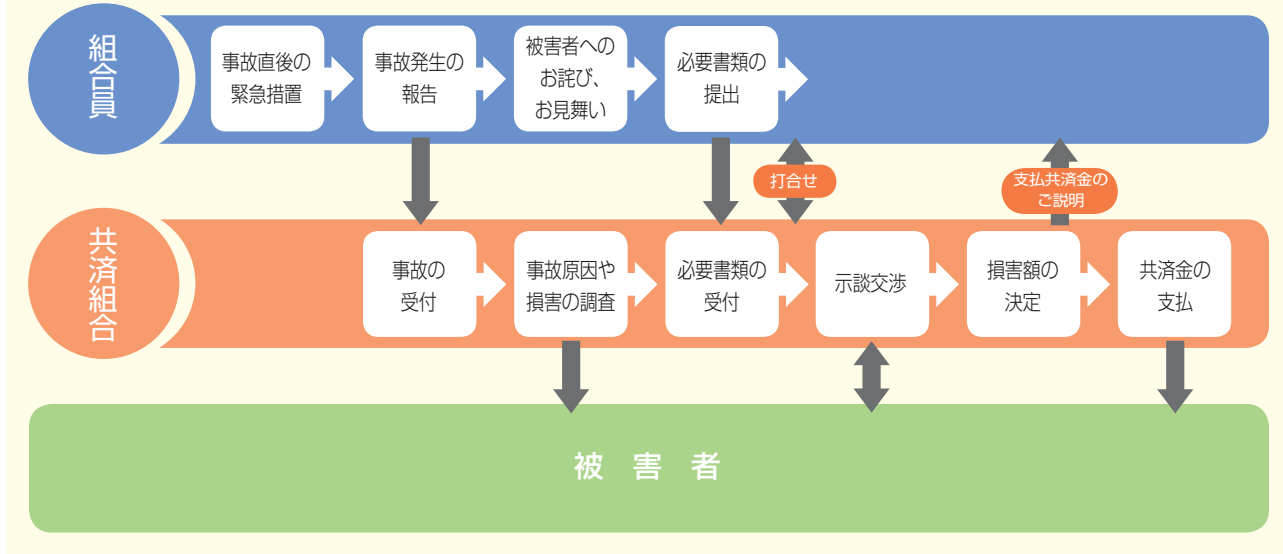
スタッフ全員にパソコンを導入し、経過記録管理や支払決済手続のシステム化をすすめ、迅速かつ効率的な事故処理を行っています。

### 夜間・休日事故受付サービス

夜間・休日に事故を起こされた場合にフリーダイヤルでも事故報告の受付を行っています。

**0120-132583**  
 (携帯電話・PHSからもご利用いただけます。)

## 事故発生から共済金の支払いまでの流れ



## 事故発生時の初期対応のために

万一事故が起きたとき、組合員の皆さまが行わなければならないことやできることなど、初期対応のポイントをパンフレットにまとめて役立てていただけるようにしています。



## ロードサービス

当組合では契約組合員の皆さまに、「日本ロードサービス株式会社(JRS)」による、24時間いつでも日本全国どこでも利用いただけるロードサービスを斡旋しています。利用ご希望の皆さまには、一般料金よりお得な組合員特別料金でロードサービスがご利用いただけます。

### 搬送サービス、レッカー牽引サービス

車両が自走不能の場合には、トラブル発生地点より最寄りの修理工場等へ積載車またはレッカー車により搬送します。

### 24時間・緊急サポートサービス

車両のトラブルが発生した時に、安全性の確保や車両トラブルにおける応急処置のアドバイスを行い、運転者の要請があれば、組合員会社に対し、緊急連絡や状況説明を行います。

### 現場緊急サービス

- ① 鍵の解錠
- ② バッテリージャンピング
- ③ スペアタイヤの交換
- ④ 燃料切れの現場緊急サービスの他、現場対応可能な応急修理作業(軽作業)。

# 事故防止サービス

組合員と一体になって事故防止に努力し、安全を提供します

<http://www.kinkyo.or.jp/>

## 交通事故により企業が受ける損失は損害賠償金にとどまりません

企業の事故処理担当者が要した費用や労働力の損失、事故を起こした運転者の免許停止等による労働力の損失、優良割引率減少による掛金(保険料)のアップ、企業のイメージダウン…。こうした共済(保険)でカバーしきれない損失も無視できません。とりわけ、競争も一段と厳しい今の時代に企業のイメージダウンは致命的です。

また交通事故の防止は、道路での運送を業とする貨物運送事業者にとっては社会的な責務ともいえます。当組合は、事業所における事故を未然に防止するための多面的な活動に組合員と一体になって取り組み、事故の減少に努力することによって、社会への貢献に努めていきたいと考えています。

### 個別事業所訪問活動

事故多発の組合員や重大事故を起こした組合員を当組合スタッフ(事故防止専従指導員)が訪問し、事故発生の原因や背景などを探り、今後の事故防止対策についてともに検討し、その事業所に適した指導・助言を行います。

またその際、過去3年間の事業所の事故データを分析して事故の内容や原因を明らかにし、アドバイスを記した資料をお届けします。事故多発運転者には、自動車事故対策センターが行う適性診断の受講も要請しています。

### 個別事業所講習会

当組合事務局から専任スタッフが出向き、直接運転者を対象とした講習会を行います。

その際、組合員の希望に応じて各種ペーパーテストを実施しますので、運転者管理や安全教育に活用していただけます。



### 〈訪問等の実績(平成20年度)〉

- 個別事業所訪問 1,375事業所にのべ2,448回訪問しました。
- 個別事業所講習会 208回開催し、4,512名の運転者が受講されました。
- 安全運転ペーパーテストなどのべ141社で実施し、2,802名の運転者が参加されました。

### 運転適性診断車巡回サービス

運転適性診断車(運転操作検査器3台、動体視力計1台、プリンター1台搭載)を契約事業所の申込に応じて巡回し、運転者の運転適性を診断しています。

この診断により、運転者は自己の運転特性を正しく認識でき、運行管理者は運転者個々の適性を日々の安全管理に役立てていただけます。



### 事故防止機器購入費用の一部助成

事故防止機器の普及促進を図るため、ドライブレコーダー、デジタルタコグラフ、アルコール検知器、衝突被害軽減ブレーキ装置を購入(リース)した場合に、その費用の一部を助成しています。

### 安全運転体験施設の活用

事業主および運行管理者が安全運転体験研修施設で体験研修を受けられる場合に、当組合が費用の一部を助成します。講習を通じて得た経験を運転者の安全指導に役立てていただけます。



### 事故防止セミナー

運転者の教育や指導に役立てていただく趣旨で、事業主および運行管理者を対象としたセミナーを開催しています。講師は、大学教授や評論家、安全運転施設講師など多彩な分野から迎え興味深いお話をさせていただきます。



### ビデオ貸出サービス

安全教育に役立てるため、事故防止のビデオテープ等の視聴覚教材を用意しています。また、運転者向けの安全運転教材(小冊子)などを契約組合員に配布しています。



### 交通事故防止キャンペーン

事故多発が予想される夏期と冬期に事故防止キャンペーンを実施し、期間中優良な地域や事業所を表彰します。



### 無事故無違反優良ドライバーの表彰制度

1年間無事故、無違反の運転者に対しては記念品、抽選で商品券を贈呈しています。また、3年以上の長期間無事故・無違反を達成した運転者を表彰しています。



### 広報活動

ポスターやチラシなどによる活発な広報活動を行い、事故の防止を呼びかけています。交協連主催による交通事故防止標語や体験記等の募集に協力しています。



### 安全運転講習会

運転者および運行管理者を対象に、各地域で開催している安全運転講習会を後援しています。



### 特別指導講習

国土交通省告示に基づき、事業者には義務づけられた事故惹起者と初任運転者に対する特別指導講習会を事業者に代わって行っています。

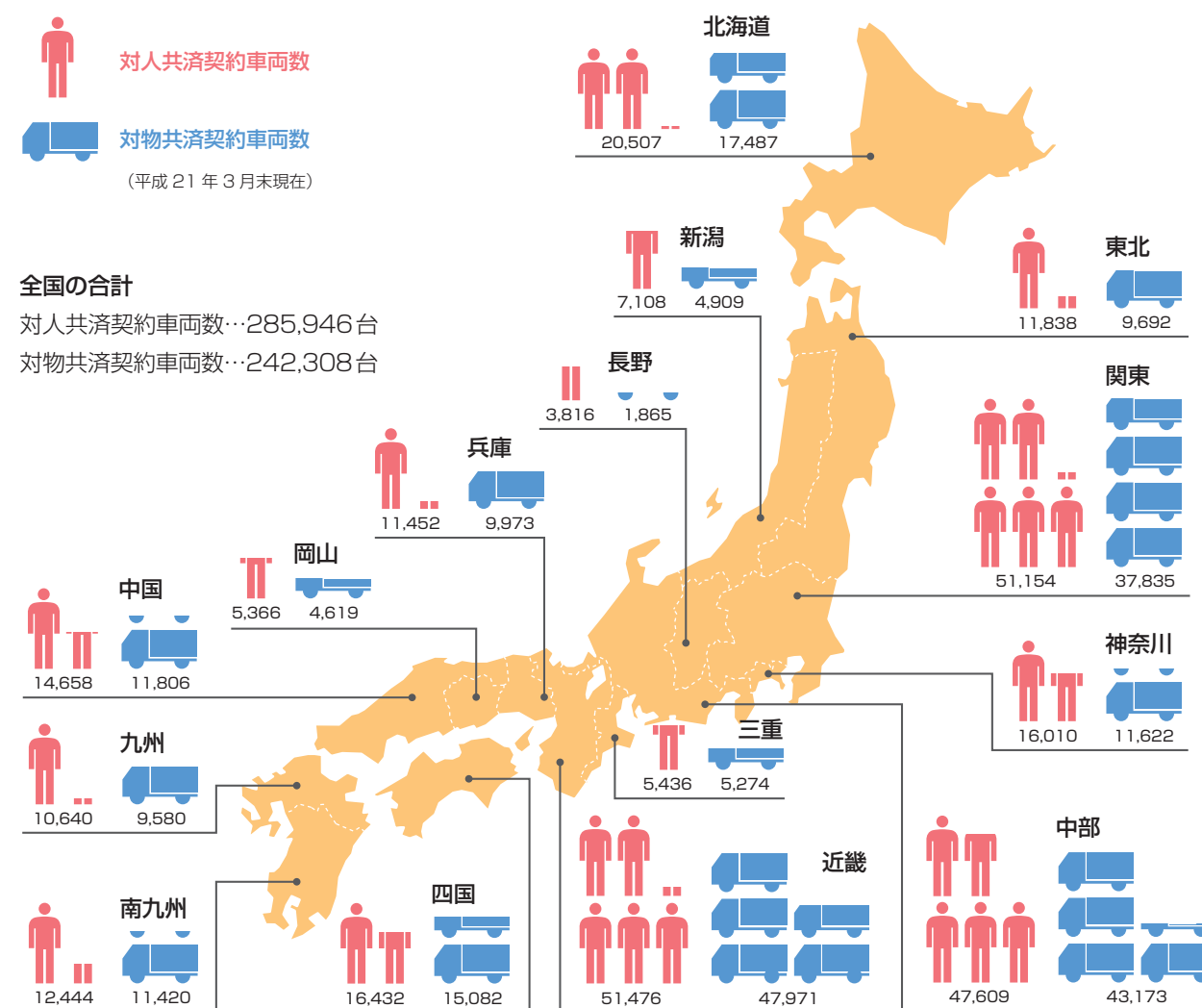


再共済制度で万全の共済金支払を確保します

対人・対物事故による巨額な賠償金の支払を確保できるように、全国15のトラック交通共済協同組合により再共済団体として全国トラック交通共済協同組合連合会(略称 交協連)を設立しています。その対象地域は、沖縄県を除く全国に及び、各单位組合

の総資産合計は1,000億円を超え中小企業協同組合の共済としては最大の規模となっています。

各トラック共済は、連合会のもとに連携しながら自賠責共済や事故防止などの事業協力体制をとっています。



再共済制度とは

踏切での列車との衝突や高速道路での多重衝突事故など巨額事故が発生すると、その共済金が巨額になり、組合の経営が不安定になることから、共済組合が引き受ける危険を平均化・分散化するために、契約者から引き受

けた危険の内、一定額を超える部分を交協連に負担してもらった仕組みです(対人共済および対物共済)。さらに高額事故については、交協連を通して再保険会社に再保険をかけることにより支払に万全を期しています。

# 資 料 編

## CONTENTS

### 事業の概況

- 1. 直近の5事業年度における主要な業務状況を示す指標としての事項 — 26
- 2. 主要な業務の状況を示す指標 ————— 27
- 3. 共済金等の支払能力の充実の状況 ————— 29

### 経理および財産運用の状況

- 1. 財務諸表 ————— 30
- 2. 財産運用に関する指標 ————— 33
- 3. その他の指標 ————— 35

### 組合概要

- 1. 業務運営の組織 ————— 36
- 2. 役員 の 状 況 ————— 37・38
- 3. 事務所 の 状 況 ————— 38
- キンコウセーフティ株式会社の概要 ————— 39



## 1. 直近の5事業年度における主要な業務状況を示す指標としての事項

### 主要な業務状況を示す指標の推移

(単位:千円)

区 分	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	
経常収益 (対前期増減率)	20,535,921 (2.3%)	20,252,134 (▲1.4%)	20,111,465 (▲0.7%)	19,126,158 (▲4.9%)	<b>18,255,203</b> (▲4.6%)	
経常利益 (対前期増減率)	1,226,141 (26.5%)	1,396,715 (13.9%)	1,359,830 (▲2.6%)	1,101,954 (▲19.0%)	<b>768,044</b> (▲30.3%)	
当期純利益 (対前期増減率)	1,123,727 (31.0%)	1,286,772 (14.5%)	1,257,951 (▲2.2%)	1,003,794 (▲20.2%)	<b>537,919</b> (▲46.4%)	
出資金の額 (出資口数)	248,300 (49,660口)	245,435 (49,087口)	244,130 (48,826口)	238,210 (47,642口)	<b>231,230</b> (46,246口)	
純資産額	9,581,910	9,910,347	10,026,326	9,915,127	<b>9,604,576</b>	
総資産額	20,960,082	20,963,582	20,934,606	20,398,237	<b>20,425,962</b>	
責任準備金残高	4,166,473	4,114,680	4,174,112	3,799,906	<b>3,967,188</b>	
有価証券残高	13,381,992	13,556,153	13,671,968	13,943,841	<b>14,096,508</b>	
支払余力比率	—	—	—	1,559.5%	<b>1,761.4%</b>	
剰余金の 配当額	出資配当金	729	724	714	699	<b>681</b>
	利用分量配当金	954,742	1,139,944	1,108,359	840,791	<b>498,592</b>
職員数	104人	107人	103人	109人	<b>108人</b>	
正味共済掛金 (対前期増減率)	8,712,926 (1.0%)	8,550,407 (▲1.9%)	8,587,840 (0.4%)	7,936,333 (▲7.6%)	<b>7,638,756</b> (▲3.8%)	
員外利用割合	0.01%	0.01%	0.01%	0.08%	<b>0.09%</b>	

※正味共済掛金については、損益計算書の正味共済掛金から解約等返戻金を控除しています。  
 ※員外利用割合については、平成19年度より自賠責共済の員外利用を含みます。

## 2. 主要な業務の状況を示す指標

### 出資口数、出資および事業利用組合員数

	平成19年度	平成20年度
出資口数	47,642	<b>46,246</b>
出資組合員数	3,462	<b>3,366</b>
事業利用組合員数	2,509	<b>2,483</b>

### 共済の種類ごとの契約台数

	平成19年度	平成20年度
対人共済	52,527	<b>51,476</b>
搭乗者共済	25,225	<b>25,163</b>
対物共済	48,607	<b>47,971</b>
車両共済	17,050	<b>17,741</b>
労災共済	3,365	<b>3,017</b>
自賠責共済	2,984	<b>3,098</b>

### 共済の種類ごとの正味共済掛金

(単位:千円)

	平成19年度			平成20年度		
		構成比(%)	増収率(%)		構成比(%)	増収率(%)
対人共済	2,379,151	30.0%	▲0.5%	<b>2,240,889</b>	<b>29.3%</b>	<b>▲5.8%</b>
搭乗者共済	110,988	1.4%	▲29.2%	<b>107,383</b>	<b>1.4%</b>	<b>▲3.2%</b>
対物共済	3,775,425	47.6%	▲13.1%	<b>3,570,858</b>	<b>46.7%</b>	<b>▲5.4%</b>
車両共済	1,509,782	19.0%	▲2.4%	<b>1,573,810</b>	<b>20.6%</b>	<b>4.2%</b>
労災共済	29,776	0.4%	▲0.1%	<b>27,838</b>	<b>0.4%</b>	<b>▲6.5%</b>
自賠責共済	131,211	1.6%	8.4%	<b>117,977</b>	<b>1.5%</b>	<b>▲10.1%</b>

### 共済の種類ごとの支払共済金

(単位:千円)

	平成19年度	平成20年度
対人共済	1,921,556	<b>1,694,944</b>
搭乗者共済	67,536	<b>51,486</b>
対物共済	2,636,687	<b>2,487,711</b>
車両共済	1,010,784	<b>1,003,523</b>
労災共済	9,783	<b>11,100</b>
自賠責共済	109,078	<b>163,765</b>

### 3. 共済金等の支払能力の充実の状況

#### 共済の種類ごとの事故発生および処理状況

	平成19年度				平成20年度			
	期首未済	期中発生	期中処理	期末未済	期首未済	期中発生	期中処理	期末未済
対人共済(人)	1,942	2,254	2,332	1,864	1,864	1,979	2,144	1,699
搭乗者共済(人)	56	86	94	48	48	77	79	46
対物共済(物件)	1,682	7,479	7,510	1,651	1,651	6,569	6,860	1,360
車両共済(件)	330	1,602	1,610	322	322	1,544	1,533	333
労災共済(人)	11	38	37	12	12	31	28	15

#### 共済の種類ごとの損益状況

(単位:千円)

	平成19年度	平成20年度
対人共済	▲425,178	▲270,651
搭乗者共済	27,593	▲3,014
対物共済	885,464	505,032
車両共済	369,554	307,153
労災共済	▲6,662	▲17,429

#### 再共済又は再保険を引受けた者および支払再共済金の上位を占める5社の割合

平成19年度	全国トラック交通共済協同組合連合会	100%
平成20年度	全国トラック交通共済協同組合連合会	100%

#### 未収再共済金

(単位:百万円)

平成19年度	160
平成20年度	61

平成20年度

(単位:千円)

<b>A. 支払余力総額</b>	<b>9,112,528</b>
出資金	231,230
利益準備金	584,000
剰余金	8,789,345
異常危険準備金の額	321,975
出資配当金	680
利用分量配当金	498,591
土地の含み益	-314,751
<b>B. リスクの合計額 <math>\sqrt{R1^2+(R3+R4)^2+R2+R5}</math></b>	<b>1,034,700</b>
(R1)一般共済リスク	875,817
(R2)巨大災害リスク	111,884
(R3)予定利率リスク	0
(R4)財産運用リスク	202,866
(1)価格変動リスク	161,604
(2)信用リスク	11,819
(3)子会社等リスク	0
(4)再保険リスク	28,227
(5)再保険回収リスク	1,216
(R5)経営管理リスク	23,811
<b>C. 支払余力比率 <math>\{A/(B \times 1/2)\} \times 100</math></b>	<b>1761.4%</b>

#### 支払余力比率

当組合では、共済事故発生の際の共済金支払に備えて準備金を積み立てていますが、巨大災害の発生など通常の予測を超える危険が発生した場合でも、十分な支払能力を保持しておく必要があります。

こうした通常の予測を超えて発生する諸リスク(上表のB)に対応するため、どのくらいの支払能力(上表のA)を備えているかを判断するための経営指標として、中小企業等協同組合法の規定に基づき計算されたのが「支払余力比率」(上表のC)です。

なお、支払余力比率は、行政庁が経営の健全性を判断する際に活用する客観的な指標のひとつで、この比率が200%を下回ると行政庁より早期是正措置がとられることとなります。

(注) 当組合の支払余力比率は、損害保険会社のソルベンシー・マージン比率と算出基準が異なるため、単純に比較はできません。

# 1. 財務諸表

## 貸借対照表

平成21年3月31日

(単位:円)

資 産 の 部		負 債 及 び 純 資 産 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 現 金 預 金	533,508,664	I 共 済 契 約 準 備 金	10,078,765,741
II 有 価 証 券	14,096,507,500	支 払 備 金	6,111,578,144
国 債	398,463,000	責 任 準 備 金	3,967,187,597
地 方 債	7,025,020,500	II 共 済 事 業 負 債	123,406,479
政 保 債	6,023,084,000	未 払 返 戻 金	624,300
利 付 商 工 債	450,000,000	未 払 再 共 済 掛 金	74,893,280
そ の 他 有 価 証 券	199,940,000	未 払 業 務 委 託 費	2,687,833
III 共 済 事 業 資 産	5,268,372,047	未 払 配 分 付 加 掛 金	11,506
受 取 手 形	341,799,570	前 受 共 済 掛 金	27,761,570
未 収 共 済 掛 金	2,289,647,920	前 受 再 共 済 金	0
未 収 再 共 済 金	60,780,605	共 済 仮 受 金	17,427,990
未 収 配 分 付 加 掛 金	534,478	III そ の 他 負 債	243,278,117
前 払 共 済 金	918,921,904	借 入 金	0
自 賠 立 替 金	376,983,144	未 払 金	37,116,963
共 済 仮 払 金	130,595,126	預 り 金	16,000,638
支 払 備 金 見 返	1,149,109,300	仮 受 金	2,120,012
IV そ の 他 資 産	94,312,669	未 払 法 人 税 等	188,040,504
関 係 先 出 資 金	4,623,880	IV 引 当 金	375,936,374
差 入 保 証 金	2,300,000	賞 与 引 当 金	50,500,000
子 会 社 出 資 金	10,000,000	退 職 給 与 引 当 金	325,436,374
未 収 金	760,304	負 債 合 計	10,821,386,711
前 払 金	0	1. 出 資 金	231,230,000
立 替 金	1,256,140	2. 資 本 剰 余 金	4,070,000
貸 付 金	37,365,000	資 本 準 備 金	4,070,000
仮 払 金	221,710	そ の 他 資 本 剰 余 金	0
前 払 費 用 等	1,990,635	3. 利 益 剰 余 金	9,369,275,746
ソ フ ト ウ ェ ア 仮 勘 定	35,490,000	利 益 準 備 金	584,000,000
長 期 前 払 費 用	305,000	そ の 他 利 益 剰 余 金	8,785,275,746
V 固 定 資 産	433,261,577	教 育 情 報 費 用 繰 越 金	75,000,000
土 地	412,781,000	組 合 積 立 金	8,170,000,000
建 物	0	当 期 未 処 分 剰 余 金	540,275,746
備 品 ・ そ の 他	3,616,350	(うち当期剰余金)	(537,918,514)
電 話 加 入 権	4,345,077	純 資 産 合 計	9,604,575,746
ソ フ ト ウ ェ ア	12,519,150	資 産 合 計	20,425,962,457
資 産 合 計	20,425,962,457	負 債 お よ び 純 資 産 合 計	20,425,962,457

## 損益計算書

自: 平成20年4月1日  
至: 平成21年3月31日

(単位:円)

科 目	費 用	収 益
経常収益		
正 味 共 済 掛 金		7,773,165,139
受 入 配 分 付 加 掛 金		21,755,100
支 払 備 金 戻 入		6,036,201,000
責 任 準 備 金 戻 入		3,762,687,786
受 入 再 共 済 金		410,499,319
受 取 手 数 料		1,875,850
資 金 運 用 益		218,306,488
事 故 防 止 補 助 金		17,235,300
そ の 他 経 常 収 益		13,477,482
経常費用		
支 払 共 済 金	5,412,529,237	
支 払 備 金 繰 入	6,097,879,653	
支 払 備 金 見 返 益	△ 1,149,109,300	
支 払 備 金 見 返 戻 入	989,808,000	
責 任 準 備 金 繰 入	3,929,969,457	
再 共 済 掛 金	618,144,640	
解 約 等 返 戻 金	134,409,229	
事 業 費	998,664,514	
一 般 管 理 費	453,131,930	
そ の 他 経 常 費 用	1,732,590	
計	17,487,159,950	18,255,203,464
経 常 利 益		768,043,514
特別利益		
固 定 資 産 売 却 益		0
特別費用		
固 定 資 産 除 却 損	0	
計	0	0
特 別 利 益	0	0
税 引 前 当 期 純 利 益 金 額		768,043,514
法 人 税 等 充 当 額		230,125,000
当 期 純 利 益 金 額		537,918,514

## 剰余金処分

自：平成20年4月1日  
至：平成21年3月31日

### I. 当期末処分剰余金

当期純利益金額	537,918,514 円
前期繰越剰余金	2,357,232 円
合 計	540,275,746 円

### II. 組合積立金取崩額

教育情報費用繰越金取崩	75,000,000 円
-------------	--------------

### III. 剰余金処分別

利益準備金	0 円
教育情報費用繰越金	28,000,000 円
組合積立金	87,000,000 円
（特別積立金）	87,000,000 円
出資配当金(年0.3%)	680,580 円
利用分量配当金	498,591,830 円
合 計	614,272,410 円

### IV. 次期繰越利益

1,003,336 円

## 2. 財産運用に関する指標

### 運用資産の構成・平均残高・運用利回り

(単位:千円)

区 分	平成19年度		平成20年度	
	平均残高	運用利回り	平均残高	運用利回り
現金預金	786,517	0.10%	463,772	0.12%
有価証券	13,807,905	1.60%	13,889,149	1.56%
合 計	14,594,421	1.52%	14,352,921	1.52%

### 運用資産の増減

(単位:千円)

区 分	平成19年度	平成20年度
現金預金	△ 315,481	△ 95,267
有価証券	271,873	152,667
合 計	△ 43,608	57,400

### 利息及び配当金収入明細

(単位:千円)

区 分	平成19年度	平成20年度
現金預金利息	819	554
有価証券利息配当金等	222,686	217,753
(内償還益)	(4,871)	(6,277)
合 計	223,505	218,307

### 有価証券明細

(単位:千円、%)

区 分	平成19年度		平成20年度	
	金額	構成比	金額	構成比
国 債	497,413	3.6	398,463	2.8
地 方 債	7,470,554	53.6	7,025,021	49.9
政 府 保 証 債	5,225,934	37.5	6,023,084	42.7
利 付 商 工 債	350,000	2.5	450,000	3.2
社 債	399,940	2.8	199,940	1.4
合 計	13,943,841	100.0	14,096,508	100.0

### 3. その他の指標

#### 有価証券残存期間別残高

(単位:千円)

区 分	平成19年度					
	1年以下	1年～3年	3年～5年	5年～7年	7年～10年	10年超
国 債	99,900	0	99,636	200,000	98,827	0
地 方 債	744,575	897,600	2,394,724	2,139,127	1,193,830	0
政府保証債	99,900	0	497,874	994,560	3,634,000	0
利付商工債	100,000	100,000	200,000	0	0	0
社 債	199,253	0	0	199,940	0	0
合 計	1,243,628	997,600	3,192,234	3,533,627	4,926,657	0

(単位:千円)

区 分	平成20年度					
	1年以下	1年～3年	3年～5年	5年～7年	7年～10年	10年超
国 債	0	0	299,636	0	98,827	0
地 方 債	697,800	1,397,713	1,992,477	2,337,291	599,740	0
政府保証債	0	99,600	895,684	2,540,015	2,687,725	0
利付商工債	50,000	150,000	250,000	0	0	0
社 債	0	0	0	0	0	0
合 計	747,800	1,647,313	3,437,797	4,877,306	3,386,292	0

#### 固定資産の残高

平成19年度

(単位:千円)

種 類	取得原価			原価償却		期末簿価 (A-B)	
	前期末残高	当期増加額	当期減少額	A. 当期末残高	B. 累計額		
有形固定資産	424,468	168		424,636	982	7,421	417,215
無形固定資産	109,449	8,379		117,828	22,696	95,458	22,370
合 計	533,917	8,547	0	542,464	23,678	102,879	439,585

平成20年度

(単位:千円)

種 類	取得原価			原価償却		期末簿価 (A-B)	
	前期末残高	当期増加額	当期減少額	A. 当期末残高	B. 累計額		
有形固定資産	424,636	0		424,636	818	8,239	416,397
無形固定資産	117,828	5,670		123,498	11,175	106,633	16,865
合 計	542,464	5,670	0	548,134	11,993	114,872	433,262

#### 責任準備金の積立方式および積立率

	平成19年度	平成20年度
積立方式	未経過方式	未経過方式
積立率 (異常危険準備金を除く)	100%	100%

#### 出資金および積立金の明細

(単位:千円)

年度	種 類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	
平成19年度	出 資 金	244,130	3,060	8,980	238,210	
	資 本 準 備 金	4,070			4,070	
	利益剰余金	利益準備金	584,000			584,000
		教育情報費用繰越金	75,000	75,000	75,000	75,000
	組合積立金	7,855,000	150,000		8,005,000	
	当期末処分剰余金	1,264,126		255,279	1,008,847	
平成20年度	出 資 金	238,210	2,615	9,595	231,230	
	資 本 準 備 金	4,070			4,070	
	利益剰余金	利益準備金	584,000			584,000
		教育情報費用繰越金	75,000	75,000	75,000	75,000
	組合積立金	8,005,000	165,000		8,170,000	
	当期末処分剰余金	1,008,847		468,571	540,276	

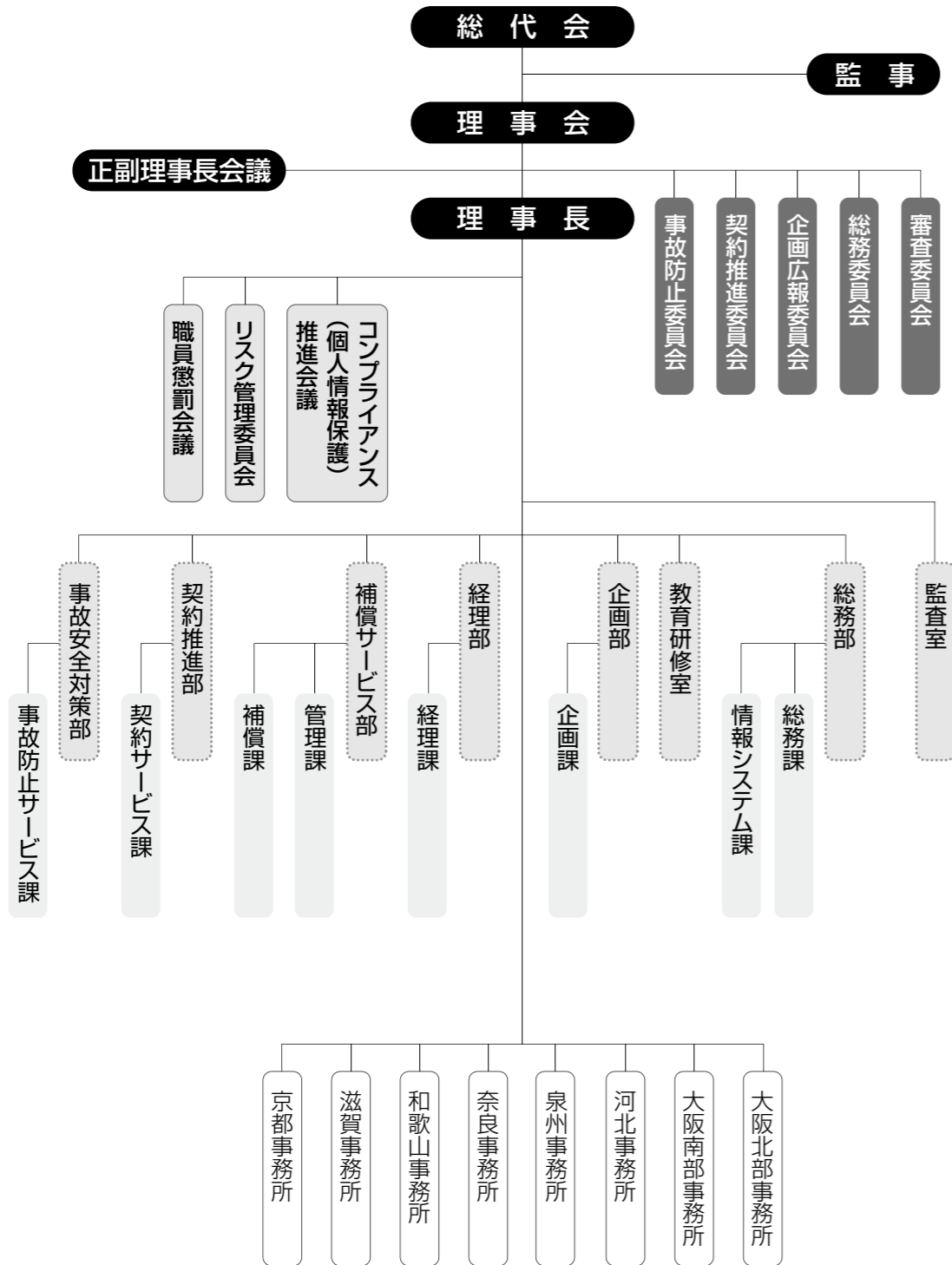
#### 事業費明細

(単位:千円)

	平成19年度	平成20年度
事業費	952,495	998,665
一般管理費	512,577	453,132

# 1. 業務運営の組織

組織図  
(平成21年6月3日現在)



# 2. 役員の状況

執行部役員の氏名及び役職名 (平成21年7月31日現在)

地位	氏名
理事長	坂本 克己
副理事長	小川 義廣
副理事長	田中 喜佐雄
副理事長	西尾 實
副理事長	阿知波 毅
副理事長	西畑 義昭
副理事長	田中 亨
副理事長	小西 健允
副理事長	渡邊 勝年
専務理事	山下 博
常務理事	島村 進
常務理事	松井 隆
常務理事	藤田 年雄

理事 (平成21年7月31日現在)

地域	氏名	会社名
河北 (12名)	青山 幸揮	(株)青山本店
	浅田 勝	浅田運送(株)
	稲野 勉	(株)イナノ物流
	亀井 亮	大阪第一作業(株)
	木下 道造	(株)キノシタ
	栗尾 尚孝	大和運送(株)
	坂本 茂治	茨木小型運送(株)
	田中 喜佐雄	(株)田中運送店
	長澤 年夫	共同運輸倉庫(株)
	鍋島 一夫	アークナベシマ(株)
	三ツ橋 忠久	テック物流(株)
	安田 信治	安田運送(株)
中央 (3名)	上村 晋	(株)マルカミ物流
	高原 治二	(株)宇田急配社
	西光 清	清光運輸(株)
西 (3名)	大畑 可奈子	(株)阿波彌運送部
	小田原 武	東和運送(株)
	北村 徳太郎	北村運送(株)
浪速南 (3名)	菅原 茂雄	菅原運送(株)
	田村 精造	(株)丸ヨ運輸倉庫
	藤井 照信	昭和合同貨物(株)
大正 (2名)	阿知波 毅	(株)阿知波組
	振津 泰弘	北陽運輸機設(株)

第六 (3名)	上田 健治	富島運輸(株)
	菊谷 政之	鈴鹿運送(株)
	大和 健司	(株)合通
北大阪 (4名)	坂田 喜信	岸本運送(株)
	谷 康司	日隆産業(株)
	中村 修二	カネテ組運送(株)
	松元 憲行	(株)東陽運輸
	北村 長男	大阪旭運送(株)
東北 (8名)	児嶋 良晴	丸善大阪運輸(株)
	坂本 克己	大阪運輸倉庫(株)
	櫻本 修治	京橋運輸(株)
	田中 庄一郎	田中運送(株)
	中谷 展朗	中谷運送(株)
	中野 芳一	ワールド運輸(株)
	濱中 弘	(株)ハマテック
	大谷 勝美	(株)明新運輸
南大阪 (4名)	澤田 時雄	澤田運輸(株)
	西川 隆二	西川運送(株)
	三島 和雄	(株)セイワ運輸
	荒木 裕	荒木運輸(株)
東大阪 (8名)	川井 一巨	(株)山中運輸
	川中 計雄	東栄運輸(株)
	岸 寅造	岸運輸(株)
	杉原 幸太郎	御厨運送(株)
	鉄本 友幸	丸鉄運送(株)
	中村 喜一	中村運輸倉庫(株)
	宮崎 芳彰	生野運送(株)
	浅野 博	大津急送(株)
泉州 (10名)	池辺 祐一	池辺運送(株)
	石田 亀太郎	石田運送(株)
	川端 英治	南海通運(株)
	高田 喜代治	山亀運送(株)
	玉置 三平	(株)清丸運輸
	辻本 治	(株)堺相互
	鶴 民雄	鶴運輸(株)
	西尾 實	西尾運送(株)
	森 末充	丸高運送(株)
	港 (2名)	小川 義廣
藤井 武治		(株)藤井商会
奈良 (7名)	奥田 成幸	奈良県合同陸運(株)
	川端 章代	川端運輸(株)
	小西 健允	明日香運送(株)
	米田 準治	丸米運輸(株)
	辻本 廣行	(株)辻本運送
	萬喜 忠雄	(株)愛和
	森本 万司	(有)ダイワ運送

和歌山 (6名)	新井勝一	新和運輸(株)
	岡崎幸男	岡崎運輸(株)
	川島亨	川島運送(有)
	阪本享三	(株)酒本運送
	田島耕司	(有)牧野運送
	渡邊勝年	(株)渡辺産業運輸
滋賀 (7名)	岡田博	京阪運輸(株)
	甲斐切稔	甲西陸運(株)
	坂口和男	(株)坂口運送
	澤章二	澤運送(株)
	田井中順次	東亜貨物(株)
	田中亨	(株)滋賀ユニック
京都 (14名)	萬木進	高島運輸(株)
	荒木律也	荒木運送(株)
	居相正一	全京高速運輸(株)
	家原利一良	丸正運送(株)
	岩井浩明	マルコーデリバリーサービス(株)
	金井清治	京都産業貨物(株)
	河嶋義孝	河嶋運送(株)
	清水敏夫	(株)シミズ運送
	田中平八	ユーキン物流(株)
	中井政夫	中井運送(株)
	中嶋守	(株)流通システムナカジマ
	西畑義昭	(株)アースカーゴ
	橋本三男	橋本商運(株)
	村尾憲三	舞鶴運輸(株)
矢尾紀夫	丸昭運送(株)	
員外 (4名)	山下博	近畿交通共済協同組合
	島村進	近畿交通共済協同組合
	松井隆	近畿交通共済協同組合
	藤田年雄	近畿交通共済協同組合

## 監事

地域	氏名	会社名
河北	吉本英雄	(株)シンワ・アクティブ
東北	田代順一	新栄運輸(株)
東大阪	永崎光雄	(株)丸日運送
泉州	佐竹哲司郎	佐竹運送(株)
滋賀	尾賀康裕	滋賀自工(株)
京都	國友義治	ぎおん菊水運送(株)
員外	樫本尚彦	公認会計士

## 3. 事務所の状況

事務所の名称	所在地	電話番号
本部	大阪市城東区嶋野西2-11-2(大阪府トラック総合会館内)	06-6965-2828
大阪北部事務所		06-6965-2831
大阪南部事務所		06-6965-2833
河北事務所	吹田市岸部南2-38-3(北部地区輸送サービスセンター内)	06-6381-6544
泉州事務所	堺市西区浜寺石津町中1-9-19(南部地区輸送サービスセンター内)	072-247-1701
奈良事務所	大和郡山市額田部北町981-6(奈良県トラック会館内)	0743-59-1701
和歌山事務所	和歌山市田中町5-4-14シャンティ田中町2F-A	073-422-2451
滋賀事務所	草津市若竹町2-31	077-516-0001
京都事務所	京都市伏見区竹田向代町51-5(京都自動車会館内)	075-671-1894

## キンコウセーフティ株式会社の概要

### キンコウセーフティ株式会社

名 称 キンコウセーフティ株式会社  
代表取締役社長 坂本 克己

所 在 地 大阪市城東区鷗野西2丁目11-2  
(大阪府トラック総合会館内)

資 本 金 1,000万円(近畿交通共済協同組合100%出資)

設 立 年 月 日 平成13年10月2日

代 理 店 登 録 平成13年11月8日

契 約 損 保 会 社 富士火災海上(株)、東京海上日動火災(株)、  
三井住友海上火災(株)

電 話 06-6965-2561

F A X 06-6965-2830

### [取扱い商品]

#### 運送業者賠償責任保険

契約者が輸送を受託したすべての貨物を対象にして、その貨物に損害が生じた場合に、荷主に対して負担する損害賠償責任を、1回の手続きで1年間包括的にカバーします(一部条件制限貨物があります)。

実際の運送中、仮置場所での仮置中、保管場所での保管中、簡単な加工作業中(梱包・札付など)、貨物の陳列中など切れ目なくリスクをカバーすることができます。

保険金額 ① 輸送中、仮置中、作業中 300万円～3,000万円  
② ①の5倍

いずれも免責金額は5万円

#### 特 約

##### ●残存物取片付け・廃棄費用

貨物に関する支払保険金の10%以内(200万円限度)の実費をお支払いします。

##### ●第三者賠償責任

貨物輸送中に、壁を傷つけたり、通行人にケガをさせた場合などに、対人・対物合算で1事故・年間1,000万円限度(免責5万円)をお支払いします。

##### ●臨時費用

貨物に関する支払保険金の10%を定額でお支払いします。(200万円限度)

その他、医療保険、がん保険、傷害保険、火災保険、賠償保険などあらゆる損害保険商品に加え、生命保険商品の取扱いもしています。





2009 DISCLOSURE KINKI KYOSAI



**近畿交通共済協同組合**

〒536-0014 大阪市城東区鳴野西2丁目11-2  
TEL.06-6965-2828(代) FAX.06-6965-2838  
<http://www.kinkyo.or.jp/>  
e-mail [kinkyo@kinkyo.or.jp](mailto:kinkyo@kinkyo.or.jp)